

公 告

令和8年(2026年)9月16日

真庭市は、条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

真庭市長 太田 昇

1 条件付一般競争入札(事後審査方式)に付する事項

(1) 管理番号	9-20
(2) 件 名	中津井簡易水道浄水場活性炭吸着塔活性炭取替修繕
(3) 履行場所	真庭市上水田地内
(4) 履行期限	令和 9年 1月29日
(5) 業務概要	活性炭取替 吸着塔1基
(6) 入札制度	最低制限価格：設定なし
	入札保証金：不要
	契約保証金：契約金額500万円以上の場合、契約金額の100分の10以上
	予定価格：事後公表

2 入札参加者に必要な資格に関する事項

(1) 参加資格共通事項	公告の日から落札者が決定する日までの間、真庭市役務の提供に係る入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
(2) 参加資格業種	建物管理等各種保守管理(上下水道施設保守)
(3) 営業所の所在地	県内に事業所(本店又は営業所)を有する者 ※支店・営業所の場合は、契約を委任されている者
(4) その他	別添仕様書の通り

3 仕様書等に関する事項

(1) 閲覧期間	公告日から令和 8年10月 1日 10時00分
(2) 閲覧方法	真庭市ホームページに掲載 (窓口閲覧を希望する場合は、北房振興局地域振興課 【TEL】0866-52-2111へ連絡すること。)
(3) 質問の受付期限	令和 8年9月24日 ※現場説明時にのみ質問受付・その場で回答を行う

4 入札等

(1) 入札書提出期限	令和 8年10月 1日 10時00分 「入札参加申請書兼入札書」に「内訳書」を添付の上、財産活用課まで提出のこと（郵便、持参いずれの方法も可）
(2) 開札執行日時	令和 8年10月 1日 10時00分
(3) 執行場所	真庭市総務部財産活用課
(4) 入札結果の公表	落札者には電話等で通知するほか、結果を財産活用課窓口及び真庭市ホームページで公表

※ 当該公告に定めるもののほか、入札に関する事項については「真庭市物品調達等条件付一般競争入札公告 共通事項」による。また、不明な点は次に示すところに問い合わせること。

〈入札・契約担当課〉

真庭市財産活用課（契約管理係）

TEL 0867-42-1174 / FAX 0867-42-1119

〈事業担当課〉

真庭市北房振興局地域振興課

TEL 0866-52-2111 / FAX 0866-52-4496

中津井簡易水道浄水場活性炭吸着塔
活性炭取替修繕
特記仕様書

令和8年度（2026年度）

第1章 総則

第1条 目的

本修繕は、中津井浄水場に設置してある活性炭吸着塔内の活性炭（以下、ろ過材という）の取替修繕を行うものである。

受注者は本仕様書及び関係法令・条例等を遵守し、真庭市水道工事標準仕様書及び岡山県土木工事共通仕様書を準用して施工するものとする。

工事期間は、契約日から令和9年1月29日までとする。

第2条 優先順位

すべての図書は、相互に補完するものとする。ただし、図書に相違がある場合の優先順位は、次のとおりとする。

- （１）現場説明事項及び協議指示書
- （２）本仕様書
- （３）真庭市水道工事標準仕様書及び岡山県土木工事共通仕様書

第3条 疑義の解釈

本仕様書の解釈及び施工上の詳細について疑義を生じた場合は、すべて真庭市北房振興局地域振興課（以下、本市という）の解釈のとおりとする。

第4条 事項

1. 受注者は、修繕が完成し、引渡し完了までの修繕対象物の保管責任を負わなければならない。
2. 隣接工事等または関連工事等がある場合は、当該修繕の受注業者と相互に協力し、施工すること。
3. 完成検査時等に機器の運転が出来ない等支障がある場合は、受注者は本市の指示に従うものとする。
4. 施工に当たっては、常に修繕の安全に留意し、現場管理を行い、災害の防止を図ること。
5. 修繕の完成に際して、修繕にかかる部分を片付けかつ清掃し、整然とした状態にするものとする。
6. 施工上必要な施設物防護、臨時取りこわし物の復旧及び仮施設等は受注者の負担で行うものとする。
7. 当該修繕に関する諸法令を遵守し、修繕の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任と費用負担において行うこと。
8. 受注者は、修繕施工によって生じた現場発生品について引き渡しを要しないものは搬出し、関係法令に従い適切に処理し、引き渡しを要するものは、指示する場所で引き渡さなければならない。産業廃棄物が搬出される修繕にあたっては、事前に本市と協議した後、適切に処理されていることを確認できる書面・写真等その写しを提出しなければならない。

9. 受注者は、本修繕で使用する材料を事前に本市が指定する職員（以下、監督員という）に申し出、本市の承諾を得なければならない。
10. 受注者は、稼動の際、機能に支障が出ないように必要に応じ措置を施すこと。
11. その他、指示、承諾事項等を遵守すること。

第5条 仕様書の詳細

- 5-1 本仕様書は修繕仕様の概要を記載するもので、その詳細については設備一式が完成品として備えるべき必要事項を十分満足すること。
- 5-2 受注者は本仕様書に従って施工するものであるが、これらに明示なき事項であっても施工上又は技術上、或いは安全上当然必要と認められるものは、受注者の責任において請負額に増減なく施工するものとする。

第6条 関係官公庁への諸手続

修繕施工にあたり、関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を要する場合は、受注者の責任と費用負担において法令・条例等の定めにより、本市へ報告のうえ遅滞なく実施しなければならない。

第7条 下請修繕施工

修繕の一部を下請業者で施工する場合は、できる限り真庭市内業者で施工することとし、下請届を提出すること。また、市外業者を選定された場合、下請負人を市外業者にする理由書を添付すること。

第8条 提出書類

1. 納入仕様書など

本修繕施工に必要な修繕施工図、作業手順書、納入ろ過材仕様を契約後に提出し、本市の了承を受けること。

なお、納入仕様書の了承後、同章第5条「仕様書の詳細」に基づき仕様の変更が生じた場合は、直ちに変更納入仕様書を提出して本市の了承を受けること。

2. 修繕写真

修繕着手前・修繕中・活性炭洗浄状況・完成の記録及び確認の写真等とする。地中埋設等により完成時に状況を明らかに出来ない箇所は、特に入念に撮影すること。

3. 完成図書

①内容

修繕日報

修繕写真帳

第9条 適用規格

本修繕の設計製作、施工及び試験等に関し特殊なものを除き、下記の仕様、規格を適用すること。

水道工事標準仕様書

日本工業規格（JIS）

日本水道協会規格（JWWA）

食品添加物規格

岡山県真庭市条例、規則

その他関連法令、条例、規格

なお、上記規格基準に制定のないものは本市の指示を受けること。

第10条 検査及び試験

検査及び試験は「第9条 適用規格」を標準とし、これらに規格基準制定のないものは、本市仕様書の該当各項及び本市の指示に従うものとする。

なお、試験にかかる費用は受注者の負担とする。

10-1 工場試験

製作が完了したとき、工場における本市立ち会いの工場検査は実施しない。

工場検査終了後、工場検査報告書に検査試験成績表、その他検査記録及び検査記録等を添付して提出するものとする。

（特に本市が指示した場合は省略することができる。）

10-2 現場試験、試運転

現場において施工される据付・組立及び加工についての試験・検査及び総合試験、試運転を行うもので、本修繕関連物件との組み合わせ試験も含むものとする。なお、試験実施に当たっては、本市の立合確認を求めること。

別途発注修繕との関連、その他の理由で実施出来ない場合は、後日可能になったときに行うものとする。試運転に要する費用は、受注者の負担とする。ただし、電力および上水道は、事前連絡のうえ、本市設備からの供給としてよい。

10-3 竣工検査

本修繕完成に必要な検査であって、検査職員の指示に従って実施すること。

第11条 産業廃棄物

本修繕で発生する廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく処分場及び「再生資源の促進に関する法律」に基づく再生資源化施設に搬入すること。また、産業廃棄物処理承認願を提出すること。

第12条 保証

本修繕の保証期間は、真庭市工事請負契約約款による。

万一その期間内に材料不良及び工事の不完全に起因とすると判定される故障を生じた場合には、受注者は無償にて速やかに監督員の指示に従い修理、または新品との交換を行うこと。

第2章 材料

(1) 仕様

ヤシガラ系破砕状（ドライ炭） 新炭

項 目	規 格	単 位
メチレンブルー脱色力	180	mL/g 以上
ヨウ素吸着性能	1,000	mg/g 以上
pH値	5.8～8.6	pH
強熱残分	10	%以下
硬さ	95	%以上
充填密度	0.4～0.5	g/mL
粒度（0.5～2.3mm）	85	%以上
乾燥減量	5	%以下

(2) 規格

使用する活性炭は、水質に影響を与える物質を含まないもので、JWWA A 114 :2006の規格に適合したものとする。

搬入前に、上記仕様の品質が確認できる性能成績表、工場等で行った洗浄に関する写真及び資料等を提出し、監督員の承諾を得て搬入するものとする。

(3) 現場説明

見積りに際し、下記の日時で現地説明を行う。質問がある場合は、現地説明時にのみ受け付けることとする。

日時：令和8年9月24日（木）13時30分から

場所：真庭市上水田3117-2 中津井簡易水道浄水場

第3章 施工条件

第1条 作業時間等

作業時間は、月曜日から金曜日の8時30分から17時00分までの間とし、土日祝日は休工とする。やむを得ず、作業をおこなう場合は監督員と協議すること。（場内への入場は8時以降とする。）

第2条 仮設物

作業員詰所、工作小屋、資材置場及び足場等の仮設物を場内へ設置する場合は、その設置位置等について監督員と協議すること。

第3条 修繕用電力、用水、電話等

修繕用の電力、水、電話等に必要な仮設物は受注者がその手続きをし、設置および撤去までを行うものとする。なお、これらの費用はすべて受注者の負担とする。ただし、監督員が承諾した場合は既存設備を使用することができる。また、試験および試運転等に必要な電力および用水は支給する。

第4章 施工管理

第1条 修繕内容

(1) 活性炭吸着塔内のろ過材搬出

活性炭吸着塔吸着塔内のろ過材を搬出する。

(2) ろ過材敷詰

ろ過材を搬入し、不陸整正を行いながら敷均す。

活性炭吸着塔のろ過材交換 1 基 4,500L

既設ろ過材の処理 1 式

(3) ろ過後の処理水の濁・色度、P H等が安定するまで必ず手動による逆洗を行うこと。なお、他系列で浄水処理を稼働させて浄水を確保するため、その運転に支障を来すことのない様に作業を行うこと。濁・色度の確認は、ポータブル測定器を使用し、濁度 0.1 度未満及び色度 0.1 度未満になるまで洗浄を行う。

第2条 工程管理

受注者は、1週間分の修繕日報を翌週の月曜日（月曜日が祝日の場合はその翌日）までに、その週の週間工程とあわせ提出するものとする。また、添付書類について監督員から補足を求められた場合は、直ちに提出しなければならない。

第3条 検査及び試験

- (1) 本修繕における検査（工場検査・完成検査）及び試験の詳細については監督員との打合せによるものとする。
- (2) 主要材料については、工場検査を行うものとするが、メーカー等の試験成績書等で確認できる場合は監督員の承諾を受け省略することができる。
- (3) 検査及び試験に要する一切の費用はすべて受注者の負担とする。ただし、監督員の派遣費等は含まない。

第4条 その他

- (1) 本仕様書等は設計の概要を示すものであり、詳細部等について技術的必要事項は明記無くとも受注者の負担において完全に施工すること。
- (2) 修繕完了後、後片付け、清掃及び仮設物の撤去等は速やかに行うこと。
- (3) 本仕様書及び設計図面等に明示のない事項、またはその内容に疑義が生じた場合は監督員と協議すること。
- (4) ろ過材交換に従事する作業員は、事前に水道法第21条第1項に規定する健康診断の記録（6か月以内）を提出すること。
- (5) 活性炭吸着塔内に入る前に、次亜塩素酸ナトリウムを入れた洗い桶で履物を消毒し、池内を汚染しないようにすること。
- (6) 作業開始前に活性炭ろ過池内の酸素濃度を測定し、18%以上の濃度で安全を確認した後、池内に入ること。
- (7) 活性炭吸着塔廻りでエンジン動力の機械等を使用する場合は、作業開始前に十分に点検し油漏れ等がないことを確認して、監督員の確認を受けること。
- (8) 総合試運転、調整、確認、活性炭ろ過制御シーケンスプログラムチェックを確実に実施すること。従って、制御シーケンスプログラムのチェックを行うことのできる技術者を派遣すること。また、活性炭ろ過制御シーケンスプログラムを変更した場合には、プログラムのバックアップを必ず行うこと。
- (9) 万一浄水池等に濁水等が入った場合には、請負者の責任にて清掃を実施すること。
- (10) 請負者は作業にあたり、万一注意義務を怠ったことにより、第三者に損害を与えた場合には、その復旧及び賠償の全責任を負うものとする。
- (11) 請負者は、現場内を整理整頓し、現場管理には細心の注意をはらうこと。
- (12) 作業終了後、入り口搬入口等の施錠は、確実にすること。
- (13) 道路等、付近を汚染させた場合は、その都度清掃すること。

番号	名	備考
N-1	原水入口	10A
N-2	風置水出口	10A
N-3	逆流水出口	100A
N-4	送水排水出口	200A
N-5	洗車用水入口	20A
N-6	トイレ口	50A
M-1	マシナル	φ500
M-2	マシナル	φ500

北原町中津井間易水道新設	
工号	8
図名	噴飯裝置構造圖 活仕成り過渡構造圖
縮尺	S=1/20
出註	年 月 日
設計	林 義 典
監製	伊 賀 辰 巳
校訂	伊 賀 辰 巳
上務部、北原町	

番 号	名 称	リ イ ス	備 考
N-1	原水入口	80 A	JIS
N-2	処理水出口	700 A	10 K F
N-3	空気口	150 A	"
N-4	フレンチ口	50 A	"
M-1	マッホー	φ600	

一 般 仕 様 書

(No.1/5)

- 1 受注者は、設計図書への記載事項以外は、すべて「岡山県土木工事共通仕様書」、「土木工事施工管理基準」、「土木工事安全施工技術指針」、「建設工事公衆災害防止対策要綱」、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」、「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」、「保安施設設置基準」、「建設副産物適正処理推進要綱」により施工すること

＜岡山県土木部技術管理課Webページ掲載＞

<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/60/>

- 2 受注者は、交通禁止・規制をする場合には、監督員に申請書を提出し、所管の警察署に道路使用許可を提出すること。

- 3 受注者は、工事の施工に当たっては、地元関係者との紛争がないよう、受注者で責任をもって施工すること。

- 4 面木の使用について

- ・ 受注者は、コンクリート構造物の面木及び天端前面には、円形の物を使用すること。

- 5 建設副産物について

- (1) 受注者は、建設副産物の発生量・処理状況及び再生資材等の利用状況把握に資するために、「建設副産物実態調査（センサス）」による搬出先調査の調書を作成することとする。対象工事は、建設副産物の有無及び搬入資材の有無に関わらず、最終請負代金額100万円以上の全ての工事とし、調書の作成については、工事完成後調査データを「建設副産物情報交換システム（COBRIS、コブリス）」に入力し、監督員の確認を受け、監督員から同システムによる「確認済みマーク」の付与を受けるものとする。

- (2) 受注者は、下表に該当する資材の搬入、指定副産物の搬出が生じる建設工事については、「資源有効利用促進法」（以下「リサイクル

一 般 仕 様 書

(No.2/5)

ル法」という。)によりCOBRISを用いて再生資源利用計画書・再生資源利用促進計画書を作成し、監督員に提出すること。

なお、受注者は、計画書及び実施状況の記録を工事完成後5年間保存すること。

再生資源利用計画書	再生資源利用促進計画書
次のような建設資材を搬入する建設工事 1. 土砂・・・・・・・・・・ 500m³以上 2. 砕石・・・・・・・・・・ 500t 以上 3. 加熱アスファルト混合物・・・・ 200t 以上	次のような指定副産物を搬出する建設工事 1. 土砂・・・・・・・・・・ 500m³以上 2. コンクリート塊 アスファルト・コンクリート塊 建設発生木材合計200t 以上 建設汚泥、建設混合廃棄物※ (合計) 200t 以上

※ 建設汚泥、建設混合廃棄物については、リサイクル法で定められている品目ではないが、調査対象となる工事の中で、これらの品目が発生する場合には、併せて調査を実施すること。

※ 工事において、建設資材の搬入と指定副産物の搬出が両方あり、ともに条件を満たす場合には、両方の計画を作成する必要がある。

(3) 法令等に基づき、現場掲示用の再生資源利用計画書・再生資源利用促進計画書を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げること。なお、計画書の現場掲示様式についても、COBRISを用いて作成すること。

6 施工合理化調査または歩掛調査について

- ・ 本工事が施工合理化調査または歩掛調査の対象となった場合は、該当工種の調査を行い監督員に提出しなければならない。

なお、調査要領等については、監督員の指示によること。

一 般 仕 様 書

(No.3/5)

7 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）」について

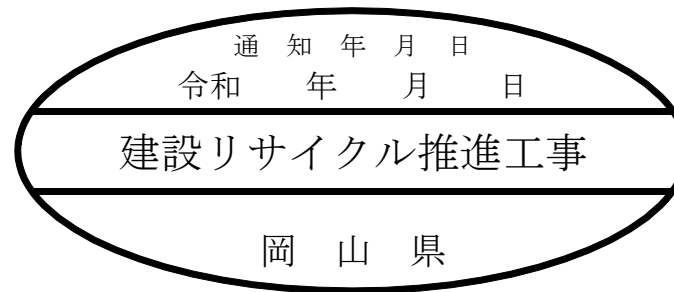
- ・ 真庭市が発注する工事のうち、特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート）を使用する工事、又は特定建設資材廃棄物（コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、）が発生する工事全てを「建設リサイクル推進工事（以下「推進工事」という。）」と位置づけ、建設リサイクル法施行令第2条第1項の規定による建設工事の規模に関する基準を満たさない工事についても、建設リサイクル法の規定を準用する（但し、罰則規定は除く）。
 - （1） 「推進工事」においては、建設リサイクル法第12条第1項に規定する説明事項（分別解体等の方法・解体工事に要する費用・再資源化等をするための施設の名称及び所在地・特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用等）について、契約書を提出する前に別に定める「通知に係る事前説明事項」の書面を監督員に提出し協議すること。
 - （2） 「推進工事」の契約書7に掲げる「別紙のとおり」の「別紙」とは、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条及び特定建設資材に係る分別解体等に関する省令第4条の規定による書面」とする。
 - （3） 受注者は、「推進工事」において「建設業の許可票」若しくは「解体工事業者登録票」の標識に下図ステッカーを貼付しなければならない。
 - （4） 受注者は、「推進工事」において監督員から建設リサイクル法第11条に規定される「通知」が完了した旨の回答があるまでの間、当該工事に着手してはならない。
 - （5） 受注者は、現契約が「推進工事」以外の工事で、工事着手後、現場条件等により「推進工事」となる場合は、監督員と速やかに協議し、（4）と同様、監督員からの回答があるまでの間、当該工事に着手してはならない。
 - （6） 受注者は、「推進工事」において、当初契約時に記載した再資源化等施設と異なる施設で再資源化等を行う際には、監督員と協議を行わなければならない。

一 般 仕 様 書

(No.4/5)

(7) 受注者は、「推進工事」における特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、再資源化等報告書を監督員に提出しなければならない。

「推進工事」(ステッカー) 例



注) 通知が終了後、監督員が交付

9 受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合には、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）の製品を用いなければならない。

10 受注者は、(公財)建設技術センター等の現場技術員が監督員に代わり施工体制の点検や監督員の補助を行うことがあるので、現場技術員から点検等を求められた場合には、適切にこれに応じなければならない。

11 本工事現場に配置する現場代理人については、次の要件を全て満たしていなければならない。

(1) 受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。(健康保険被保険者証の写し等で確認を行う。)

(2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第7条第2号又は第15条2号に規定する営業所の専任技術者でないこと。

一 般 仕 様 書

(No.5/5)

12 その他

- ・ 受注者は、設計図書、仕様書に明示のない事項、その内容に疑義を生じた場合及び設計図書と工事現場の状態が一致しない時は、直ちに監督員に連絡し、その指示を受けて施工すること。
- ・ 受注者は、現場における安全訓練として、労働安全衛生法に基づき行う日々の安全教育のほか、工事現場に即した安全訓練等についても、全ての作業員を対象に実施するものとする。

特記仕様書（真庭市）

特記仕様書(工事) R08(2026).04.01

土木工事共通仕様書に対する特記及び追加仕様事項は、下記のとおりとする。

項 目	特 記 事 項 (No.1／61)
使用資材について	1 本工事に使用する資材については、県内産資材又は県内取扱業者から購入した資材の使用に努めること。 （１）県内産の資材がある場合は、県内産の資材を優先するものとする。 （２）県内産の資材がなく、やむを得ず県外産の資材を使用する場合には、県内取扱業者の資材を優先するものとする。 2 資材を購入しようとするときは、あらかじめ購入先の名称、所在地及び資材名等を記載した「主要資材購入先一覧届出書」を監督員を通じ提出すること。 3 県外産資材を県外取扱業者から購入する場合には、理由を書面にして添付すること。 ○県内産資材：（１）製造所の所在地が岡山県内である資材。 （２）法務局に登録されている製造所の本店の所在地が岡山県内である資材。 ○県内取扱業者：法務局に登録されている本店の所在地が岡山県内である業者。
下請負業者の選定について	1 本工事の施工において、やむを得ず工事の一部を下請負に付す場合、下請負の相手方は市内業者から選定するよう努めること。 2 下請負に付そうとする場合には、あらかじめ下請負人選定一覧届出書を監督員を通じて提出すること。 3 市外業者を下請負の相手方として選定する場合には、前記の届出書に市内業者を選定しない理由を書面にして添付すること。 上記において、「市内業者」とは、建設業法上の「主たる営業所」の所在地が真庭市内である業者のことをいう。
工事実績情報の作成・登録について	1 請負金額が５００万円以上の工事については、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報システム（コリンズ）に工事実績情報を登録することとする。 2 登録に際しては、事前に「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けたうえで、「登録内容確認書」を監督員に提出しなければならない。 3 登録内容確認書の提出期限は、以下のとおりとする。 （１）受注・変更時の提出期限は、契約締結後１０日以内とする。

項 目	特 記 事 項 (No.2/61)
	(2) 完成時の提出期限は、工事完成後10日以内とする。 (3) 訂正時は、速やかに提出することとする。 4 請負金額のみが変更になった場合は、原則として変更登録を必要としないが、技術者の専任制の発生・解除が生じる場合（請負金額が4000万円を跨ぐ場合）には、変更登録することとする。 5 変更時と完成時の間が10日に満たない場合は、変更時の提出を省略することができる。 なお、コリンズへの登録費用は現場管理費に含まれている。
監督検査の強化について	1 ●●●●●工事（以下、「当該工事」という。）は低入札価格調査対象工事であるが、当該工事が低入札価格工事となった場合、受注者は当該工事及びその他真庭市発注の手持ち工事において、主要資材の確認及び不可視部分等の検査を発注者が必要と認める時点で受けなければならない。 2 当該工事が低入札価格工事とならない場合においても、工期の重複する真庭市発注の手持ち工事の中に低入札価格工事がある場合は、主要資材の確認及び不可視部分等の検査を発注者が必要と認める時点で受けなければならない。 3 その他検査に必要な書類等については、中間検査実施要領による。
配置予定技術者について	・本工事は、工場製作と現場施工（現場事務所の設置、資機材の搬入及び仮設工事等を含む。以下同じ。）において異なる監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を配置することができる。この場合、請負契約の締結時に、それぞれの監理技術者等について発注者に通知しなければならない。 ・本工事の現場施工の着手は、令和●●年●●月○旬以降を予定している。（実施工程については、本工事に係る請負契約の締結後に請負者が定め、適正に監理技術者等を配置すること。） 注1) 本項目は、工場製作と現場施工に区分される工事で、『指名競争入札』の工事の場合に記載する。（一般競争入札、総合評価の場合は、入札公告に記載しているため、この項目は記載しない!!） 注2) 現場施工着手時期は、工程等を考慮し、課内で確認のうえ、●年●月上旬（もしくは中旬/下旬）を記載すること。

項 目	特 記 事 項 (No.3/61)
情報通信機器の活用等による兼任制度について 注) J V発注を除く全ての工事に記載してください。	本工事に配置する主任技術者又は監理技術者が建設業法第26条第3項第1号の規定により他の工事と兼務する場合又は建設業法第26条の5に規定する要件を満たすことにより営業所に専任で配置される技術者と兼務する場合は、建設業法施行規則第17条の2第1項第5号又は第17条の5第1項第5号に規定する人員の配置を示す計画書を本工事の契約の締結時（工期の途中で兼務する場合は兼務を開始する日までに）に提出すること。 注) 指名競争入札又は随意契約による場合は、「また、一般競争入札（条件付）においては…」の部分を削除すること。↓ また、一般競争入札（条件付）においては、入札公告において建設業法第26条第3項第1号に規定する主任技術者又は監理技術者の配置が認められる場合に限り、営業所に専任で配置される技術者が建設業法第26条の5に規定する要件を満たすことにより本工事の技術者と兼務することができる。
随意契約による諸経費調整について	本工事の請負額は、下記の工事（以下「指定工事」という。）と本工事の設計額の合計額により定まる率によって算定した諸経費から、指定工事に係る諸経費を控除した額をもって再計算し変更する。ただし、継続する工事（本工事の請負契約締結日より後に指定工事の完了届を受理する工事をいう。）と認められなくなった場合は、指定工事から除外する。なお、諸経費調整を行った工事については、同一の監理技術者又は主任技術者が当該工事全体を管理すること、及び現場代理人が兼務することができる。 【記】 1) 第▲▲▲号 市道●●●●●線道路●●工事（真庭市■●●●●地内） 2) 第▲▲▲号 普通河川●●●●川河川●●工事（真庭市■●●●●地内） 注) 本工事が地方自治法施行令第167条の2第1項第6号（競争入札に付することが不利と認められるとき）に該当する場合のみ対象となります。 ※第1号（小規模工事）、第5号（災害等の緊急対応）、第8号（不落札）などによるものは対象外のため、注意願います。
施工合理化調査について	本工事において、●●●●●工の施工合理化調査を行い、監督員に提出すること。

項 目	特 記 事 項 (No.4/61)
	なお、調査要領等については、別途監督員が指示する。
宅地造成及び特定盛土等規制法 (盛土規制法)について (許可等不要工事) 注) 盛土規制法の許可等不要工事 の場合記載(道路・河川・砂 防・急傾・地すべり・港湾・ 公園・上下水道・応急工事な ど)	1 本工事は、盛土規制法の許可等（申請者が県の場合は協議又は届出、受注者の場合は許可又は届出。以下同じ。）が不要な工事である。 2 「①工事現場」又は「②工事現場付近」における土石の堆積（一時仮置き）は、盛土規制法の許可等は不要である。 「①工事現場」 ・請負契約図書、工事施工計画書その他の書類に工事の現場として位置付けられた土地 「②工事現場付近」 ・監理技術者又は主任技術者が本体の工事現場と一体的な安全管理が可能な範囲として、容易に状況を把握し到達できる工事現場の隣地や隣地に類する土地 3 工事現場付近以外の離れた土地で、受注者が任意で土石の堆積（一時仮置き）を行う場合は、別途、盛土規制法の許可等が必要となる場合があるので、受注者において確認し必要な手続きを行うこと。ただし、本体の工事現場と同等の安全管理等を行うことを前提に、工事施工計画書や工事打合簿等により「工事現場」として位置付けることについて監督員の承諾を得た場合は、「①工事現場」に該当する土地として扱い、盛土規制法の許可等は不要である。
宅地造成及び特定盛土等規制法 (盛土規制法)について (許可等対象工事) 注) 盛土規制法の許可等対象工事 の場合記載(残土処分場、ス トックヤード、その他造成工 事など)	1 本工事は、盛土規制法の許可等（申請者が県の場合は協議又は届出、受注者の場合は許可又は届出。以下同じ。）が必要な工事である。 2 盛土規制法の手続きは、原則発注者が行うが、受注者で作成が必要な資料や現場対応等については、監督員の指示によるものとする。 3 「①工事現場」又は「②工事現場付近」における土石の堆積（一時仮置き）は、盛土規制法の許可等は不要である。 「①工事現場」 ・請負契約図書、工事施工計画書その他の書類に工事の現場として位置付けられた土地

項 目	特 記 事 項 (No.5/61)
	「②工事現場付近」 ・ 監理技術者又は主任技術者が本体の工事現場と一体的な安全管理が可能な範囲として、容易に状況を把握し到達できる工事現場の隣地や隣地に類する土地 4 工事現場付近以外の離れた土地で、受注者が任意で土石の堆積（一時仮置き）を行う場合は、別途、盛土規制法の許可等が必要となる場合があるので、受注者において確認し必要な手続きを行うこと。ただし、本体の工事現場と同等の安全管理等を行うことを前提に、工事施工計画書や工事打合簿等により「工事現場」として位置付けることについて監督員の承諾を得た場合は、「①工事現場」に該当する土地として扱い、盛土規制法の許可等は不要である。
イメージアップの実施について	1 本工事現場のイメージアップは、地域との積極的なコミュニケーションを図りつつそこで働く関係者の意識を高めるとともに関係者の作業環境を整えることにより、公共事業の円滑な執行に資することを目的とするものである。よって、受注者は施工に際し、この趣旨を理解し発注者と協力しつつ地域との連係を図り、適正に工事を実施するものとする。 2 イメージアップの内容については、下記のとおりとする。 (1) 仮設備 ●●●●●を実施するものとする。 (2) 安全施設 ●●●●●, ●●●●●を実施するものとする。 (3) 営繕施設 ●●●●●を実施するものとする。 3 イメージアップについては具体的な実施内容、実施期間について、施行計画書に記載し提出するものとする。 4 工事完了時には、イメージアップの実施写真を提出するものとする。
工期設定について	・ 工期設定においては、雨天、猛暑日、休日、働き方改革促進等の日数を見込み設定している。 ・ なお、休日には、日曜日、祝日、夏季休暇及び年末年始休暇の他、全土曜日を見込んでいる。 注）夏季休暇及び年末年始休暇については、該当する工事のみ記載する。
工事の着手について	・ 本工事においては、●●●日以内に現場工事（準備工を含む。）を開始すること。

項 目	特 記 事 項 (No.6/61)
	注) 共通仕様書「工事の着手」において定める着手日数と異なる場合のみ記載する。
工事の完了について	- 速やかに竣工検査を受けることが出来るよう工事に関する書類を提出すること。なお、竣工検査は、原則として工事期間内に受検するものとする。 - 竣工検査時に工事の竣工が確認できないもの（植生工等）については、監督員の指示に従い請書等を提出すること。
用地関係について	- No.●●●～No.●●●付近の間に一部用地の未処理部分があり、令和●●年●●月●●日までに処理する予定であるが、期日までに処理できなかった場合においても、工事の進捗に支障を生じないよう工程上の配慮をしておくこと。 なお、期日までに処理できず、工事内容に変更を伴う場合は、別途協議する。 ●●●●●工事用の用地については、使用終了後「●●●●●」の内容で復旧すること。 ●●●●●工事用の用地は【請負業者が借地する】又は【真庭市が借地している】又は【官有】の土地であり、その使用条件は下記のとおりとする。 (1) 範 囲：●●●●● (2) 期 間：●●●●● (3) 使用条件：●●●●● (4) 復旧方法：●●●●● - 工事用地に隣接する民地等に立ち入る場合や、機能復旧工事等を施工する際には、監督員と協議のうえ、地権者の同意が得られてから立ち入り、または施工等を行うこと。
工程関係及び施工時間について	- No.■●～No.■●付近の●●●●●工については、令和▲▲年▲▲月▲▲日までに完了すること。 - No.■●～No.■●付近については、●●●●●工事と関連するので相互の連絡調整を密にすること。 なお、●●●●●工事は、令和▲▲年▲▲月▲▲日から開始又は令和▲▲年▲▲月▲▲日に完了する予定である。 - No. ■●～No.■●付近については、●●●●●が終わる令和▲▲年▲▲月▲▲日まで着工してはならない。

項 目	特 記 事 項 (No.7/61)
	・ 本工事の施工開始は、令和▲▲年▲▲月▲▲日の予定（改良工事の路盤工完了）であるため、あらかじめ工程に配慮しておくこと。 ・ 本工事の●●●●●工は、洪水期をさけて令和▲▲年▲▲月▲▲日以降に着手すること。 ・ 本工事は、◆◆◆◆との協議により、●●●●●の工事について、●●●●●を行う必要があるため、●●●●●に十分配慮すること。 ・ 設計工程上▲▲▲日の休日日数等の作業不能日数を見込んでいる。 ・ 本工事の施工にあたり、関係機関・自治体等から時間的制約条件を付された場合には、速やかに監督員と協議するものとする。 ・ ●●●●●工の施工時間は、▲▲：▲▲～▲▲：▲▲とする。 ・ 本工事は、昼間施工を予定しているが、現在、警察等と協議中であり、その結果によっては、夜間施工に変更する場合がある。
施工計画書について	・ 本工事は、簡易な工事であるので施工計画書の提出を省略する。 ・ 本工事は、簡易な工事であるので施工計画書の●●●●●, ▲▲▲▲▲については省略し、提出すること。 ・ 本工事の施工計画書には、●●●●●, ▲▲▲▲▲を追記し、提出すること。 注) 施工計画書に特別に記載する必要がある場合は本内容を記載してください。 ※特別に記載することがない場合はこの項目を削除してください。
実工程表について	・ 本工事において、工事の進捗状況を記入した実工程表は、提出を省略する。
工用道路関係について	・ 運搬路に使用する道路について、土砂などで汚れることの無いように注意すること。 なお、土砂などで運搬に使用する道路を汚した場合には、直ちに清掃しなければならない。 ・ 運搬路に使用した、既設道路の舗装等の補修が必要となった場合は監督員と協議し、補修しなければならない。

項 目	特 記 事 項 (No.8/61)
	なお、補修は設計変更の対象とする。 - 材料及び資材の搬入、搬出においては、■■■■■地区は、▲▲ t 以下の工事車両とし、▲▲ t 以上の工事車両は、■■■■■地区を通行することとする。 - 歩行者用の仮歩道は、W = ▲▲. ▲mを確保するものとし、構造等の詳細については、別途監督員と協議する。 - 工事用の仮設道路は下記の条件により設置し 工事を行うこと。 (1) 安全施設の内容 : ●●●●● (2) 安全施設の期間 : 令和▲▲年▲▲月▲▲日～令和▲▲年▲▲月▲▲日 (3) 工事終了後の処置 : ●●●●● (4) 維持補修の内容 : ●●●●●
公害対策関係について	- 本工事に伴う、公害防止対策のため、下記の事項を指定する。 (1) 施工方法 : ●●●●● (2) 建設機械・設備 : ●●●●● (3) 作業時間 : ▲▲ : ▲▲～▲▲ : ▲▲ - 本工事において、次に示す一般建設機械 8 機種を使用する場合は、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成29年 5 月 法律第41号）に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、排出ガス対策型建設機械指定要領（平成 3 年10月 8 日付け建設省経機発第249号、最終改正平成14年 4 月 1 日付け国総施第225号）、排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規定（最終改正平成24年 3 月23日付国土交通省告示第318号）もしくは第 3 次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成28年 8 月30日付国総環リ第 6 号）に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。ただし、平成 7 年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄

項 目	特 記 事 項 (No.9/61)						
	化装置を装着した建設機械についても、排出ガス対策型建設機械と同等とみなすことができる。ただし、これにより難い場合は別途監督員と協議するものとする。 ●一般建設機械 8 機種 <table><tr><th data-bbox="571 536 1740 592">機 種</th><th data-bbox="1740 536 2116 592">備 考</th></tr><tr><td data-bbox="571 592 1740 1252"> ○バックホウ ○トラクタショベル（車輪式） ○ブルドーザ ○発動発電機（可搬式） ○空気圧縮機（可搬式） ○油圧ユニット（以下に示す基礎工事用機械のうちベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの） ：油圧ハンマ，パイプロハンマ，油圧式鋼管圧入引抜機，油圧式杭圧入引抜機，アースオーガ，オールケーシング掘削機，リバースサーキュレーションドリル，アースドリル，地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機 ○ローラ（ロードローラ，タイヤローラ，振動ローラ） ○ホイールクレーン（ラフテレーンクレーン） </td><td data-bbox="1740 592 2116 1252"> ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kW以上260kW以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。 </td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="571 1252 1740 1364"> ・ オフロード法の基準適合表示が付されているもの又は特定自動車確認証の交付を受けているもの ・ 排出ガス対策型建設機械として指定を受けたもの </td></tr></table> ・ 排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、施工計画書に記載するとともに現場代理人は施工現場において使用する建設機械が確認できる写真撮影を行い提出するものとする。	機 種	備 考	○バックホウ ○トラクタショベル（車輪式） ○ブルドーザ ○発動発電機（可搬式） ○空気圧縮機（可搬式） ○油圧ユニット（以下に示す基礎工事用機械のうちベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの） ：油圧ハンマ，パイプロハンマ，油圧式鋼管圧入引抜機，油圧式杭圧入引抜機，アースオーガ，オールケーシング掘削機，リバースサーキュレーションドリル，アースドリル，地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機 ○ローラ（ロードローラ，タイヤローラ，振動ローラ） ○ホイールクレーン（ラフテレーンクレーン）	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kW以上260kW以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。	・ オフロード法の基準適合表示が付されているもの又は特定自動車確認証の交付を受けているもの ・ 排出ガス対策型建設機械として指定を受けたもの	
機 種	備 考						
○バックホウ ○トラクタショベル（車輪式） ○ブルドーザ ○発動発電機（可搬式） ○空気圧縮機（可搬式） ○油圧ユニット（以下に示す基礎工事用機械のうちベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの） ：油圧ハンマ，パイプロハンマ，油圧式鋼管圧入引抜機，油圧式杭圧入引抜機，アースオーガ，オールケーシング掘削機，リバースサーキュレーションドリル，アースドリル，地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機 ○ローラ（ロードローラ，タイヤローラ，振動ローラ） ○ホイールクレーン（ラフテレーンクレーン）	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kW以上260kW以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。						
・ オフロード法の基準適合表示が付されているもの又は特定自動車確認証の交付を受けているもの ・ 排出ガス対策型建設機械として指定を受けたもの							

項 目	特 記 事 項 (No.10/61)
	なお、排出ガス対策型建設機械に貼付けてある「指定ラベル」についても写真撮影を行い提出するものとする。 ・ 本工事箇所は、特に生活環境を保全する必要がある地域であるので、下記工種の施工に当たっては低騒音型、低振動型建設機械指定要領に基づき指定されている建設機械を使用するものとする。 (記載例) ○鋼矢板打ち込み ----- アースオーガ併用圧入工法・振動打ち込み ○鋼矢板引き抜き ----- クレーン引き抜き・振動引き抜き ○杭打ち込み ----- 中掘工法 ○舗装版取り壊し ----- 油圧ジャッキ式 ・ 運搬路等については、粉塵により公衆に迷惑を及ぼすことのないよう散水防塵（▲▲回／日程度）を実施するものとする。 ・ 本工事に伴う●●●●●の防止のため、●●●●●の対策を行う必要があり、その内容は下記のとおりとする。 (1) 期 間：令和▲▲年▲▲月▲▲日～令和▲▲年▲▲月▲▲日 (2) 内 容：●●●●● (3) 処理条件等：●●●●● ・ 本工事に伴う水中掘削及び捨石作業中の汚濁防止のため、汚濁防止膜（H＝▲▲. ▲m）を設置すること。 また、工事完了後は、すみやかに撤去を行うこと。 ・ 本工事に伴う●●●●●により事業損失が懸念されるため、その対策として下記の調査を行うものとする。 (1) 調査の区分：●●●●● (2) 調査の時期：●●●●● (3) 調査方法 ：●●●●●

項 目	特 記 事 項 (No.11/61)
石綿含有建材の事前調査について 注) 建築物や工作物の解体工事や改修工事を実施する場合にのみ記載する。	(4) 調査範囲等：●●●●● 等 - 工事着手に先立ち、あらかじめ大気汚染防止法や石綿障害予防規則等に基づき、改修の作業にかかるすべての材料について設計図書等の書類を確認する方法及び目視により確認する方法により石綿等の使用の有無について事前調査し、調査結果を監督職員に提出する。 - なお、事前調査で石綿の使用の有無が明らかにならなかった場合は、分析による調査が必要となるため、監督職員と協議するものとする。 - また、発生材の処理については、関係法令に基づき適切に処理すること。 - 一定の要件（特定建築材料が使用されている恐れが大きいものとして、環境大臣が定めるもの（令和2年10月7日付け環境省告示第77号に規定）を解体し、改造し、又は補修する作業を行う建設工事であって、当該作業の請負代金額が100万円以上のもの。（大気汚染防止法施行規則第16条の11第1項第3号に該当するもの））を満たす工事については、石綿事前調査結果報告システムにより石綿事前調査結果の報告を行うこと。 - なお、報告については、石綿事前調査結果システム<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp/shinsei/>により、受注者が行うこと。
安全対策関係について	- 本工事の施工に当たっては、交通誘導警備員を適切に配置し、一般交通等に支障を及ぼさないよう十分注意して施工するものとする。 - なお、交通誘導警備員として見積参考資料のとおり見込んでいるが、警察等との協議により変更が生じた場合は、別途協議する。 - 本工事は終日片側交互通行を予定している。 - 作業時間中（休息时间含む）は交通誘導警備員を配置するものとし、交通誘導警備員を見積参考資料のとおり見込んでいる。 - また、作業時間外は工事用信号機により交通の誘導を行うものとする。

項 目	特 記 事 項 (No.12/61)
	なお、現場状況及び関係機関との調整等により、これによりがたい場合は、監督員と別途協議する。 - 本工事の施工に当たっては、作業時全面通行止めを予定している。 作業時間中（休憩時間含む）は交通誘導警備員を配置するものとし、交通誘導警備員を見積参考資料のとおり見込んでいる。 なお、現場状況及び関係機関との調整等により、これによりがたい場合は、監督員と別途協議する。 - 本工事の施工に伴い許可を受けた交通規制の許可時間外は、交通の安全を確保したのちに速やかに交通解放を行うものとする。ただし、止むを得ない事情により許可時間外の交通開放が困難となった場合は、直ちに所管の警察署及び監督員に連絡すること。 また、交通規制の期間中であって、交通規制を行わない場合は、その旨を現場等に掲示し、一般交通等に支障を及ぼさないようすること。 注）交通規制に関する事項は、交通規制及び現場条件に合うように文書を修正すること。 - 本工事区間内のNo.▲▲～No.▲▲間付近には、真庭市管理の水道管（下水道管）が埋設されている。施工に当たっては、損傷を与えないように真庭市建設部上下水道課の立会いを求め入念に施工すること。 なお、施工途中において、土留工等の必要が生じた場合には、監督員の指示により実施するものとする。 - 本工事区間内のNo.▲▲～No.▲▲間付近には、●●●●●●管理の■ ■ ■ ■ ■ ■が埋設されている。施工に当たっては、損傷を与えないように●●●●●●の立会いを求め入念に施工すること。 なお、施工途中において、土留工等の必要が生じた場合には、監督員の指示により実施するものとする。 - 作業の実施上消去した区画線は、1日の工程終了後、速やかに「仮区画線」トラフィックペイント（常温式）等により原形に復旧したのち、交通解放しなければならない。 - 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、●●●●●●の換気設備を設置するものとする。
急傾斜地崩壊対策工事について	1. 技術指針の活用

項 目	特 記 事 項 (No.13/61)
	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、「急傾斜地崩壊防止工事技術指針」(全国治水砂防協会)の基準によらなければならない。 2. 施工延長単位 受注者は、斜面の切土工事においては、施工中の落石、崩壊等の発生を防止するため10～20m程度の短区間に区切り施工することとし、切取面、掘削面を長時間放置することがないようにしなければならない。 ただし、施工計画単位延長がこれによりがたい場合は、監督員と協議し承諾を得なければならない 3. 仮設防護柵の設置及び撤去 受注者は、設計図書にもとづき、斜面下部に土砂等の崩壊に備えた仮設防護柵を設置した後に工事に着手しなければならない。また、工事が完了するまでこれを設置しなければならない。 また、設計図書において特に定めがない場合においても、工事着手前に現地の状況調査を実施し、仮設防護柵設置の必要性について監督員と十分協議のうえ、監督員の指示を受けるものとする。 4. 切土斜面上部の仮排水路の設置 受注者は施工に先立って斜面の状態、背後地からの地表水の流入経路、湧水箇所について調査把握し、工事の安全管理上から地表水や湧水を施工区域外に排水する必要がある場合は、切土施工斜面上方の仮排水路の設置や湧水箇所の処置等の仮設排水計画を検討し、監督員の承諾を得たうえで実施しなければならない。 また、切土施工中や降雨が予想される場合について、湧水の有無、その状態に注意し、必要に応じてビニールシート等による被覆や切土斜面への流入・湛水を防止する仮排水路の設置などの手段を速やかに講じなければならない。降雨後（地震後も同様）は必ず斜面を踏査して、新たな流水や湧水がないか、また亀裂等の斜面の変状について点検し、安全を確認した後でなければ、作業を再開してはならない。 5. 関係住民等に対する情報連絡 受注者は工事施工中にあたっては、監督員の下承を得た施工計画等に基づき関係住民等に対し、施工の内容、工程等

項 目	特 記 事 項 (No.14/61)
	について説明を行うとともに、異常事態の発生が予想される場合又は発生した場合の通報、連絡及び避難の方法等を相互確認し、工事に対する理解と協力を得なければならない。
河川及び水路等の工事における安全対策関係について	1. 現場特性の事前把握 事前に当該作業箇所に係る現場特性に関する資料や情報（地形情報、既往情報等）を収集・分析し、急激な増水による危険性等をあらかじめ十分に把握する。 また、現場特性に応じて水位や流速を監視する担当者を配置するとともに、水位等を定期的に測定する。 2. 気象情報の確認 急激な気象変動に伴う気象情報を携帯電話等に注意報・警報の情報が自動で配信されるサービス等を活用して、迅速に取得するように努めること。なお、取得する情報は、適宜確認すること。 3. 工事等の中止基準 工事等の安全管理に万全を期すため、現場特性に応じた工事等の中止基準について、以下を参考として、請負者の自らの責任において設定する。 （1）工事等開始前 ・ 当該作業箇所または上流域等に洪水または大雨の注意報・警報が発令された場合、工事等は行わない。 ・ 当該作業箇所または上流域等に降雨や雷が発生している場合、工事等は行わない。 ・ 工事等開始前に当該作業箇所の水位や流速を計測した結果、異常が認められた場合、工事等は行わない。 （2）工事等開始後 ・ 当該作業箇所または上流域等に洪水または大雨の注意報・警報が発令された場合、即刻工事等を中止し速やかに地上に退避する。 ・ 当該作業箇所または上流域等に降雨や雷が発生した場合、即刻工事等を中止し速やかに地上に退避する。 ・ 河川及び水路等の状況に異常があると作業員等が判断した場合、即刻工事等を中止し、速やかに地上に退避す

項 目	特 記 事 項 (No.15/61)
	る。 4. 工事等の開始・再開の基準 工事等の開始または再開の基準について、以下を参考として、請負者の自らの責任において設定する。 ・ 当該作業箇所または上流域等に、洪水または大雨の注意報・警報が発令されていないこと。 ・ 当該作業箇所または上流域等に降雨や雷が発生していないこと。 ・ 水位や流速を計測した結果、事前の調査に基づく通常の水位や流速と変わらないこと。 ・ 施工計画書等に定めた安全管理計画の全ての事項について、安全確認を完了すること。 5. 安全管理の徹底 工事等を行う日には、工事等の開始前に作業関係者全員に対して、作業内容、作業時間、当日の天気予測、当該作業箇所の水位や流速、退避ルート、退避時の合図等についてミーティングを実施し、安全管理の内容について周知徹底する。 また、安全器具の設置等についても周知徹底させ、安全対策の重要性を認識させるとともに、危険予知活動を実施する。 6. 迅速に退避するための対応 作業員等が安全かつ迅速に退避するため、人命確保を最優先とし、作業環境に応じた対応計画を請負者の自らの責任において作成する。 なお、対応計画作成については、以下の点を特に留意すること。 ・ 作業箇所の特性及び退避時間を考慮した退避ルート、退避手順。 ・ 安全器具等（安全帯、流出防止柵（ネット）、人孔への縄梯子、人孔間を結ぶ救助用ロープなど）の設置。 ・ 情報収集と確実な伝達方法（ブザー付き回転灯の配備など）。 ・ 資機材の流出防止対策。

項 目	特 記 事 項 (No.16/61)
	また、着手前に退避訓練を実施するなどして、迅速に退避するための対応計画について検証しておく。 7. 施工計画書等への記載 施工計画書等の提出がある場合は、前記の1～6の事項を施工計画書へ記載すること。
漁協対応について	現場着手前には、漁協に対して工事着工届を提出し、工事内容及び汚濁防止等について事前説明もしくは必要に応じて現地立会等を行うこととする。 なお、工事着工届の工事期間については、実際に河川区域内及び河川区域内に影響のある工事を行う期間を記載するものとする。 また、工事完了直前に仕上げ状況について漁協に確認を得ること。
仮設備関係について	- 本工事で設置したNo.▲▲～No.▲▲の●●●●●工は、本年度の工事完了後も存置するものとする。 なお、工事完了後の損料、撤去費については計上していないので、別途、監督員と協議する。 ●●●●●工の仮設備の設計条件については、別途設計図に指定する。 - 枠組足場の設置を必要とする場合は、「手すり先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省平成21年4月）」によるものとする。 なお、これにより難しい場合は監督員と協議すること。
建設発生土について 注) 資源有効利用促進法並びに指定副産物省令により、再生資源利用促進計画を作成する工事については●の項目を追記する	- 本工事で発生する建設発生土については現場内で利用することとし、搬出する場合においては以下の場所への搬出を見込んでいるが、工事間利用調整の状況によっては、設計変更の対象とする。 また、現地において予定した土質及び土量等に変更があった場合は、速やかに監督員と協議すること。 - 改良土プラントは下記施設で積算しているが、受注者が積算及び搬出するプラントを指定するものではない。 なお、受注者の提示するプラント（法令等に基づいた正規な場所であること）と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、受注者の責によらない場合、及びエコ認定に係る新規プラントの参入があった場合については、監督

項 目	特 記 事 項				
	(No.17/61)				
	員と協議のうえ設計変更の対象とすることができる。				
	※ <u>搬出量を指定しない場合</u>				
	種 別	搬 出 先	位 置	運搬距離 (片 道)	備 考
	第▲種建設発生土	竹藤建設(株)	真庭市草加部地内	▲▲. ▲km	令和▲▲年▲▲月頃 (監督員と協議)
	第▲種建設発生土	●●●残土センター	■市■■■地内	▲▲. ▲km	令和▲▲年▲▲月頃 (監督員と協議)
	第▲種建設発生土	市道●●線●●工事	■市■■■地内	▲▲. ▲km	令和▲▲年▲▲月頃 (監督員と協議)
	浚渫土	昭和化学工業(株)	真庭市蒜山上長田地内	▲▲. ▲km	令和▲▲年▲▲月頃 (監督員と協議)
	※ <u>搬出量を指定する場合</u>				
	種 別	搬 出 量	搬 出 先	位 置	運搬距離 (片 道)
	第▲種建設発生土	▲▲▲m3	竹藤建設(株)	真庭市草加部地内	▲▲. ▲km
	第▲種建設発生土	▲▲▲m3	●●●残土センター	■市■■■地内	▲▲. ▲km
	第▲種建設発生土	▲▲▲m3	市道●●線●●工事	■市■■■地内	▲▲. ▲km

項 目	特 記 事 項					(No.18/61)															
					(監督員と協議)																
	浚渫土	▲▲▲m3	昭和化学工業(株)	真庭市蒜山上長田地内	▲▲. ▲km 令和▲▲年▲▲月頃 (監督員と協議)																
	・ 本工事で発生する建設発生土の内▲▲▲m3の処分先については、監督員と協議のうえ確定し、設計変更の対象とする。 ● 本工事で発生する建設発生土について、搬出先が民間管理のストックヤードもしくは改良土プラントである場合は、国土交通省中国地方整備局が所管するストックヤード運営事業者登録簿に記載のあるストックヤード（改良土プラントを含む）以外に搬出する場合、受注者が本工事で発生する建設発生土を最終搬出先まで追跡管理すること。なお、ストックヤード運営事業者登録簿に記載のあるストックヤード（改良土プラントを含む）に搬出する場合はこの限りではない。 (建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める政令第6条第3項)																				
建設リサイクル法の特定建設資材 廃棄物について	・ 本工事における特定建設資材の分別解体等については、以下の方法を見込んでいる。 なお、工程ごとの作業内容及び解体方法は下記のとおり積算しているが、工事請負契約書「13 解体工事に要する費用等」に定める事項が別の方法であった場合でも設計変更の対象としない。 ただし、工事発注後に明らかになった事情により予定した条件により難しい場合は監督員と協議するものとする。 <table><tr><td rowspan="5">工程ごとの作業内容及び解体方法</td><td>工程</td><td>作業内容</td><td>分別解体等の方法</td></tr><tr><td>①仮設</td><td>仮設工事 ☐有 ☐無</td><td>☐手作業 ☐手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>②土工</td><td>土工事 ☐有 ☐無</td><td>☐手作業 ☐手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>③基礎</td><td>基礎工事 ☐有 ☐無</td><td>☐手作業 ☐手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>④本体構造</td><td>本体構造の工事</td><td>☐手作業</td></tr></table>					工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法	①仮設	仮設工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	②土工	土工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	③基礎	基礎工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	④本体構造	本体構造の工事	☐ 手作業
工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法																		
	①仮設	仮設工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用																		
	②土工	土工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用																		
	③基礎	基礎工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用																		
	④本体構造	本体構造の工事	☐ 手作業																		

項 目	特 記 事 項 (No.19/61)																												
		☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業・機械作業の併用																										
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用																										
	⑥その他 ()	その他の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用																										
	・ 本工事から発生する特定建設資材廃棄物は、以下の施設に搬入することを見込んでいる。 その再資源化等費（処分費。なお、岡山県内で処理する場合には産業廃棄物処理税相当額、又は産業廃棄物の処理に係る税の条例が施行されている他の県で処理する場合には各県の産業廃棄物の処理に係る税相当額を含む。）については、見積単価を採用している。 なお、運搬に先だち受入条件等を確認し、監督員に報告するものとする。 <table border="1" data-bbox="571 944 2116 1279"> <thead> <tr> <th data-bbox="571 944 913 1056">種 別</th> <th data-bbox="913 944 1288 1056">再資源化施設名称</th> <th data-bbox="1288 944 1646 1056">位 置</th> <th data-bbox="1646 944 1836 1056">運搬距離 (片道)</th> <th data-bbox="1836 944 2116 1056">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="571 1056 913 1114">コンクリート塊（無筋）</td> <td data-bbox="913 1056 1288 1114">●●●●●●</td> <td data-bbox="1288 1056 1646 1114">■■市■■■地内</td> <td data-bbox="1646 1056 1836 1114">▲▲. ▲km</td> <td data-bbox="1836 1056 2116 1114"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="571 1114 913 1171">コンクリート塊（鉄筋）</td> <td data-bbox="913 1114 1288 1171">●●●●●●</td> <td data-bbox="1288 1114 1646 1171">■■市■■■地内</td> <td data-bbox="1646 1114 1836 1171">▲▲. ▲km</td> <td data-bbox="1836 1114 2116 1171"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="571 1171 913 1228">アスファルト・コンクリート塊</td> <td data-bbox="913 1171 1288 1228">●●●●●●</td> <td data-bbox="1288 1171 1646 1228">■■市■■■地内</td> <td data-bbox="1646 1171 1836 1228">▲▲. ▲km</td> <td data-bbox="1836 1171 2116 1228"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="571 1228 913 1279">建設発生木材</td> <td data-bbox="913 1228 1288 1279">●●●●●●</td> <td data-bbox="1288 1228 1646 1279">■■市■■■地内</td> <td data-bbox="1646 1228 1836 1279">▲▲. ▲km</td> <td data-bbox="1836 1228 2116 1279"></td> </tr> </tbody> </table> 注）上記再資源化施設で積算しているが、受注者が積算及び搬入する処理施設を指定するものではない。 なお、受注者の提示する施設（法令等に基づいた正規な場所であること）と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、請負者の責によらない事項についてはこの限りでない。				種 別	再資源化施設名称	位 置	運搬距離 (片道)	備 考	コンクリート塊（無筋）	●●●●●●	■■市■■■地内	▲▲. ▲km		コンクリート塊（鉄筋）	●●●●●●	■■市■■■地内	▲▲. ▲km		アスファルト・コンクリート塊	●●●●●●	■■市■■■地内	▲▲. ▲km		建設発生木材	●●●●●●	■■市■■■地内	▲▲. ▲km	
	種 別	再資源化施設名称	位 置	運搬距離 (片道)	備 考																								
	コンクリート塊（無筋）	●●●●●●	■■市■■■地内	▲▲. ▲km																									
	コンクリート塊（鉄筋）	●●●●●●	■■市■■■地内	▲▲. ▲km																									
	アスファルト・コンクリート塊	●●●●●●	■■市■■■地内	▲▲. ▲km																									
	建設発生木材	●●●●●●	■■市■■■地内	▲▲. ▲km																									

項 目	特 記 事 項															
その他の建設副産物について	・ 本工事から発生する建設副産物（伐木・伐根材、●●●●●）は、以下の施設に搬入することを見込んでいる。 その再資源化等費（処分費。なお、岡山県内で処理する場合には産業廃棄物処理税相当額、又は産業廃棄物の処理に係る税の条例が施行されている他の県で処理する場合には各県の産業廃棄物の処理に係る税相当額を含む。）については、見積単価を採用している。 なお、運搬に先だち受入条件等を確認し、監督員に報告するものとする。 <table><tr><th>種 別</th><th>再資源化施設名称</th><th>位 置</th><th>運搬距離 (片 道)</th><th>備 考</th></tr><tr><td>伐木・伐根材</td><td>●●●●●●</td><td>■■市■■■地内</td><td>▲▲. ▲km</td><td></td></tr><tr><td>●●●●●●</td><td>●●●●●●</td><td>■■市■■■地内</td><td>▲▲. ▲km</td><td></td></tr></table> 注）上記再資源化施設で積算しているが、受注者が積算及び搬入する処理施設を指定するものではない。 なお、受注者の提示する施設（法令等に基づいた正規な場所であること）と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、請負者の責によらない事項についてはこの限りでない。	種 別	再資源化施設名称	位 置	運搬距離 (片 道)	備 考	伐木・伐根材	●●●●●●	■■市■■■地内	▲▲. ▲km		●●●●●●	●●●●●●	■■市■■■地内	▲▲. ▲km	
種 別	再資源化施設名称	位 置	運搬距離 (片 道)	備 考												
伐木・伐根材	●●●●●●	■■市■■■地内	▲▲. ▲km													
●●●●●●	●●●●●●	■■市■■■地内	▲▲. ▲km													
木質バイオマスに該当する建設副産物について	・ 本工事から発生する木質バイオマスに該当する建設副産物（伐木材〔(枝・幹・葉)〕）（以下「木質バイオマス」という。）は、以下の施設に搬入することを見込んでいる。その再資源化等費（処分費。なお、岡山県内で処理する場合には産業廃棄物処理税相当額、又は産業廃棄物の処理に係る税の条例が施行されている他の県で処理する場合には各県の産業廃棄物の処理に係る税相当額を含む。）については、再資源化施設が有償で買い取るため、積算には計上していない。 なお、運搬に先だち受入条件等を確認し、監督員に報告するものとする。 <table><tr><th>種 別</th><th>再資源化施設名称 (チップ工場・原木市場等)</th><th>位 置</th><th>運搬距離 (片 道)</th><th>備 考</th></tr><tr><td>伐木材（枝・幹・葉等）※</td><td>真庭バイオマス集積基地</td><td>真庭市目木地内</td><td>▲▲. ▲km</td><td>※根・株以外</td></tr><tr><td>伐木材（枝・幹・葉等）※</td><td>●●●●●●</td><td>■■市■■■地内</td><td>▲▲. ▲km</td><td>※根・株以外</td></tr></table>	種 別	再資源化施設名称 (チップ工場・原木市場等)	位 置	運搬距離 (片 道)	備 考	伐木材（枝・幹・葉等）※	真庭バイオマス集積基地	真庭市目木地内	▲▲. ▲km	※根・株以外	伐木材（枝・幹・葉等）※	●●●●●●	■■市■■■地内	▲▲. ▲km	※根・株以外
種 別	再資源化施設名称 (チップ工場・原木市場等)	位 置	運搬距離 (片 道)	備 考												
伐木材（枝・幹・葉等）※	真庭バイオマス集積基地	真庭市目木地内	▲▲. ▲km	※根・株以外												
伐木材（枝・幹・葉等）※	●●●●●●	■■市■■■地内	▲▲. ▲km	※根・株以外												

項 目	特 記 事 項 (No.21/61)
	注) 上記再資源化施設で積算しているが、請負者が積算及び搬入する処理施設を指定するものではない。 なお、請負者の提示する施設（市内の法令等に基づいた正規な木質バイオマス再資源化施設であること）と異なる場合においても設計変更の対象としない。 ただし、現場条件や数量の変更等、請負者の責によらない事項についてはこの限りでない。 ・ 本工事の木質バイオマスの伐採・搬出については、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定団体（以下「認定事業団体」という。）が行うこと。 なお、請負者が認定事業団体でない場合は、認定事業団体の認定申請を行い、認定事業団体の認定を受ける又は認定事業団体に伐採・搬出の下請負契約を行い、伐採・搬出を依頼するものとする。 ・ 木質バイオマスの再資源化に必要な、協議、申請及びその他一切の手続きについては、請負者の責において滞りなく行うこと。 なお、手続きなどの詳細については、「木質資源安定供給協議会」へ問い合わせること。 ・ 本項目で指定する建設副産物が木質バイオマスに該当しない場合（草本類、ヤシ等）については、速やかに監督員と協議し、産業廃棄物として再資源化施設へ運搬・処分するものとする。 なお、この変更については、設計変更の対象し、その再資源化等費については、見積単価を採用する。 ・ 木質バイオマスの売払収入については、請負業者へ納入されるよう手続きを行う場合は、スクラップ費として取り扱う。 ○木質資源安定供給協議会 （住 所）〒717-0022岡山県真庭市三田131（勝山木材ふれあい会館内） （連絡先）TEL（0867）44－4400 FAX（0867）44－2920 e-mail：mokushitsu@mx36.tiki.ne.jp
建設汚泥について	・ 本工事から発生する建設汚泥は、「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン（国土交通省平成18年6月）」「建設汚泥の再生利用に関する実施要領（国土交通省平成18年6月）」によるものとする。

項 目	特 記 事 項					(No.22/61)
	なお、これにより難しい場合は監督員と協議すること。					
建設副産物の再生利用	本工事から発生する建設副産物（●●●●●）は、現場内で●●●●●に再生利用するものとし、その内容については、別途監督員と協議すること。					
不足土について	- 本工事の不足土については、以下の場所からの搬入を見込んでいるが、工事間利用調整の状況によっては、設計変更の対象とする。 - 改良土プラントは下記施設で積算しているが、受注者の積算及び搬入するプラントを指定するものではなく、受注者の提示するプラント（法令等に基づいた正規な場所であること）と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、受注者の責によらない場合、及びエコ認定に係る新規プラントの参入があった場合については、監督員と協議のうえ設計変更の対象とすることができる。 - 真砂土等の土場は下記箇所で積算しているが、受注者の積算及び土場を指定するものではなく、受注者の提示する土場（法令等に基づいた正規な場所であること）と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、受注者の責によらない場合、及び新材以外のものを搬入する場合については、監督員と協議のうえ設計変更の対象とすることができる。					
	種 別	搬 入 量	搬 入 先	位 置	運搬距離 (片 道)	備 考
	第▲種建設発生土	▲▲▲m3	●●●残土センター	■市■地内	▲▲. ▲km	令和▲▲年▲▲月頃 (監督員と協議)
	第▲種建設発生土	▲▲▲m3	市道●●線●●工事	■市■地内	▲▲. ▲km	令和▲▲年▲▲月頃 (監督員と協議)
	第▲種建設発生土	▲▲▲m3	●●改良土プラント	■市■地内	▲▲. ▲km	令和▲▲年▲▲月頃 (監督員と協議)

項 目	特 記 事 項 (No.23/61)					
	真砂土等	▲▲▲m3	●●●●●	■市■■■地内	▲▲. ▲km	令和▲▲年▲▲月頃 (監督員と協議)
	- 本工事で使用する改良土等（エコ製品）については、品質試験結果を承認願に添付して監督員に提出すること。 - 本工事の裏込・埋戻しに使用する改良土等（エコ製品）の品質については、内部摩擦角▲▲度以上とする。					
排水工(濁水処理を含む)関係について	〔 建設工事施工条件明示の実際：（財）建設物価調査会 発行 〕を、参照すること。					
薬液注入関係について	〔 建設工事施工条件明示の実際：（財）建設物価調査会 発行 〕を、参照すること。					
岡山県エコ製品について	- 本工事で使用する再生加熱アスファルト混合物（いわゆる改質アスファルト混合物を除く）、再生骨材等（再生砕石、再生砂、再生割栗石）、採石廃土等再生資材（再生砂）については、工事目的物に要求される品質等を考慮したうえで、「岡山県エコ製品」認定製品を使用すること。ただし、下記の場合は、別紙「資材調達結果報告」を作成のうえ監督員と協議を行うこと。 ○再生加熱アスファルト合材 工事現場から40km及び運搬1.5時間の範囲内に在庫がない場合 ○再生骨材等、採石廃土等再生資材 工事現場から40kmの範囲内に在庫がない場合 - 本工事で使用する資材のうち、●●●●●については、岡山県エコ製品に認定された製品の使用に努めること。設計単価は岡山県エコ製品を見込んでいるため、使用しない場合は、監督員に報告し設計変更の対象とする。 - その他本工事で使用する資材については、「岡山県循環型社会形成推進条例」に基づき、循環資源を原料とした再生品をその性能、品質、安全性、数量、価格等について考慮の上、可能な範囲で積極的な使用に努めること。 また、品質及び価格が同等である場合は、岡山県エコ製品の優先的な調達に努め、使用に当たっては監督員の承諾を得					

項 目	特 記 事 項 (No.24/61)					
	ることとし、使用する場合は設計変更の対象とする。 岡山県工コ製品の基準に適合しないと認められたとき、搬入された資材の撤去等を指示する場合がある。					
工事現場発生品について	在来施設の撤去により生じた現場発生品は、下記場所まで運搬のうえ引渡すものとする。 なお、下記以外の材料が発生した場合は、監督員の指示によるものとする。					
	現場発生品名	規 格	搬 入 量	引 渡 先	位 置	運搬距離 (片 道)
	●●●●●	●●●●●	▲▲▲◇◇	●●●●●	■市■■■地内	▲▲. ▲km
工事支障物件等について	- 本工事の●●●●●工の施工に当たって、●●●●●管理の占用物件が支障となっているが、これらについては令和▲ ▲年▲▲月▲▲日までに●●●●●が移設する予定である。 なお、予定通り処理できなかった場合は別途協議するものとする。 - 本工事区間において、電気、電話、ガス、水道等の占用工事が行われる。原則として歩道内については、占用者が先行し、車道内については同時に工事を行う。各占用事業者とは、十分に調整し、工程に支障のないよう努めること。					
アルカリ骨材反応抑制対策について	(レディーミクストコンクリート) - 受注者は、高炉セメント及びフライアッシュセメントを使用したレディーミクストコンクリートを使用するときは、セメント内のスラグ及びフライアッシュ混合率を生コンクリート使用報告（承認）に記載すること。 このとき、使用する高炉セメント及びフライアッシュセメントは、B種及びC種とする。 その他のコンクリートを使用するときは、監督員と協議し、アルカリ骨材反応抑制対策実施要領の2. 1又は2. 3を実施すること。 (コンクリート二次製品) - 受注者は、使用するコンクリート二次製品毎に、アルカリ骨材反応抑制対策実施要領の2. 1の確認を行い、監督員に					

項 目	特 記 事 項 (No.25/61)
	報告すること。 なお、高強度コンクリート使用の製品については、単位セメント量が多いためアルカリ総量が所定の値を満足しない場合があり、このときはアルカリ骨材反応抑制対策実施要領の2. 3を実施し、監督員に報告すること。 さらに、この試験に用いる試料を採取するときは、受注者自らが立ち会うこと。 (現場練りコンクリート) - 受注者は、アルカリ骨材反応抑制対策実施要領の2. 1, 2. 2, 2. 3のいずれかを必ず実施すること。 (橋桁について) - 受注者は、アルカリ骨材反応抑制対策実施要領の2. 1を実施すること。なお、高強度コンクリートについては、アルカリ総量が所定の値を満足しない場合があり、このときはアルカリ骨材反応抑制対策実施要領の2. 3を実施すること。 試験頻度については桁製作前に1回と製作中に1回、製作期間が6ヶ月を超える場合は、その都度1回実施すること。 (外部からのアルカリ影響について) - 受注者は、塩害の影響が考えられる海岸線から200m以内の地域における構造物について、アルカリ骨材反応抑制対策実施要領の2. 1及び2. 2による確認だけでなく、必ず2. 3による確認を実施すること。ただし、対象とする構造物は橋桁等の被害を受けると重大な影響を与えると予想される重要構造物とし、監督員と協議を行うものとする。 なお、このとき、試験に用いる試料の採取には受注者自らが立ち会うこと。
専任指導技術者の配置について	落札方式による入札[※]で、専任指導技術者の配置を申請し、落札者となった場合の特記事項は以下のとおりである。 ※入札公告において「専任指導技術者の配置を申請することができる」とされている入札に限る。 1 契約後は、監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）に加えて、配置予定技術者調書（別記様式2-2）に記載した専任指導技術者を配置し、現場代理人等の指名通知書と併せて「専任指導技術者配置届」を提出すること。

項 目	特 記 事 項 (No.26/61)
	2 専任指導技術者は専任で配置し、工事の全期間に渡り監理技術者等を指導補助すること。ただし、監理技術者等の専任が必要とされない期間は、専任指導技術者についても専任であることを要しない。 3 病休、死亡、退職等特別な理由以外により配置予定技術者調書（別記様式 2 - 2）に記載した専任指導技術者を配置できない場合（専任で配置すべきところを専任で配置できない場合を含む）は、工事成績評定を 3 点減ずるとともに、指名停止等の措置を行う場合がある。（契約締結前にあっては、契約を締結しないとともに、指名停止等の措置を行う場合がある。） また、病休、死亡、退職等特別な理由により配置予定技術者調書（別記様式 2 - 2）に記載した専任指導技術者が工期の途中で交代した場合は、交代後の専任指導技術者について、改めて評価を行うものとし、当該評価による得点の小計が交代前の専任指導技術者の得点の小計未満となったときは、工事成績評定を 2 点減ずる。（上記の特別な理由以外での専任指導技術者の交代は認めない。） 4 工事完了後の監理技術者等としての施工実績及び工事成績は、監理技術者等となった技術者にのみ付与する。
設計変更について	設計変更については、「真庭市設計変更ガイドライン（平成 2 9 年 4 月）」に基づき行うものとする。
架空線及び架空電線の防護措置について	- 架空線及び架空電線の防護措置に係る費用は計上していないが、契約後、発注者、受注者及び N T T 又は中国電力の協議により必要となった場合は、設計変更の対象とする。 - 防護措置に係る協議等について、N T T 又は中国電力への依頼は受注者が行うこととする。 また、協議は、受注者の施工計画書作成段階において行うこととする。
植栽工事について	1 植樹の植替え義務 瑕疵または、偶然な事由によって新植樹木が枯損した場合は、当初植栽した樹木と同等または、それ以上の規格のものに植替えるものとする。 2 「枯損」の定義

項 目	特 記 事 項 (No.27/61)
	枯損とは、工事完成引渡し後、1年以内に植栽した時の状態で枯死、または、形姿不良（枯枝が樹冠部の概ね3分の2以上となった場合または、通直な主幹をもつ樹木については、樹高の概ね3分の1以上の主幹が枯れた場合をいい、確実に同様の状態になるものを含む。）となった場合をいう。 3 植樹保険の活用 干害、風水害、雪害、雷害、病虫害、鳥獣害または、火災、落雷、破裂、爆発等の偶然な事由による樹木の枯損が多発した場合等に備え、植樹保険の活用を図ること。 4 植樹保険への加入通知 受注者は、植樹保険に加入した場合は、植樹保険付保証書を工事完成後引渡し時に提出するものとする。 5 樹木の植替え手続き (1) 保険期間内に樹木が枯損した場合の植替えについては、発注者と受注者が立会いのうえ、協議して決定するものとする。 (2) 発注者は、植替えが必要となった場合には、受注者及び保険会社に対して植替えを請求するものとする。ただし、枯損額が植栽工事金額の60%未満の場合は、保険会社への請求は不要である。（火災、落雷、破裂、爆発による損害を除く。） (3) 受注者は、植替えが完了後に、植替え完了報告書を提出するものとする。 (4) 発注者は、植替え完了を確認し、受注者及び保険会社に対し、植替え完了報告書を提出するものとする 6 保険金額について 保険金額は、当該工事の請負金額のうち植栽工事に係る直接工事費相当額となっているので、保険の加入前に協議されたい。
レディーミクストコンクリート	レディーミクストコンクリートの配合の記載は下記のとおりとする。 なお、水セメント比の規定については、コンクリート構造物の耐久性の向上を目的としており、鉄筋コンクリートで5

項 目	特 記 事 項																					
	5 %以下、無筋コンクリートで6 0 %以下とする。 <table><tr><th>使用区分</th><th>呼び強度</th><th>スランプ (cm)</th><th>粗骨材の 最大寸法</th><th>セメント の 種 類</th><th>水セメント比</th><th>備 考</th></tr><tr><td>(例) I</td><td>1 8</td><td>8</td><td>4 0</td><td>高炉</td><td>6 0 %以下</td><td>・ 側溝 ・ No.□□～No. □□の擁壁 ・ ブロック積基礎</td></tr><tr><td>(例) II</td><td>2 4</td><td>1 2</td><td>2 0 (2 5)</td><td>高炉</td><td>5 5 %以下</td><td>・ L 型擁壁 ・ No.□□の床板 ・ □□□□□□</td></tr></table> ・ レディーミクストコンクリートの水セメント比の規定については、コンクリート構造物の耐久性の向上を目的としており、鉄筋コンクリートで5 5 %以下、無筋コンクリートで6 0 %以下とする。 ・ コンクリートを使用する構造物のうち、小断面のものについては、監督員の承諾を得て粗骨材の最大寸法を2 0 mmまたは2 5 mmにすることが出来る。	使用区分	呼び強度	スランプ (cm)	粗骨材の 最大寸法	セメント の 種 類	水セメント比	備 考	(例) I	1 8	8	4 0	高炉	6 0 %以下	・ 側溝 ・ No.□□～No. □□の擁壁 ・ ブロック積基礎	(例) II	2 4	1 2	2 0 (2 5)	高炉	5 5 %以下	・ L 型擁壁 ・ No.□□の床板 ・ □□□□□□
使用区分	呼び強度	スランプ (cm)	粗骨材の 最大寸法	セメント の 種 類	水セメント比	備 考																
(例) I	1 8	8	4 0	高炉	6 0 %以下	・ 側溝 ・ No.□□～No. □□の擁壁 ・ ブロック積基礎																
(例) II	2 4	1 2	2 0 (2 5)	高炉	5 5 %以下	・ L 型擁壁 ・ No.□□の床板 ・ □□□□□□																
土 路床工 路体盛土 等	・ 本工事の路床土は、設計C B R▲▲以上としているので、事前調査を実施し、監督員の承諾を得なければならない。 ・ 本工事の路床土は、設計C B R○○以上としているので、事前調査を実施し、監督員の承諾を得なければならない。 ・ 路床施工時において2 0 0 mに1 ヶ所を標準として、C B R試験を行い監督員に提出すること。 ・ 本工事では、本線車道部は設計C B R 1 2 以上、その他側道等については設計C B R 8 以上としているので、事前に調査を行い、資料を監督員に提出すること。 ・ 盛土材としてトンネルズリを使用する場合の一層仕上がり厚は、最大5 0 cm程度を基準とし、路体盛土の出来形管理基準及び規格値は適用除外とする。 なお、締固め方法については、監督員と協議すること。																					

項 目	特 記 事 項					(No.29／61)
杭工一般	・ ●●●橋台の基礎杭について試験杭（▲▲▲本）を施工すること。 なお、試験杭の打設位置などは、監督員の指示によるものとする。					
プレキャストコンクリート杭工	1 P C 杭（P H C 杭・R C 杭）の施工は、グラウト併用中堀とする。 2 工法については、監督員の承諾を得ること。 3 グラウト工の配合及び施工は、下記のとおりとする。					
	水セメント比		備 考			
	▲▲▲%（60～70）					
鋼杭工	1 鋼管杭の施工は、グラウト併用中堀とする。 2 工法については、監督員の承諾を得ること。 3 グラウト工の配合及び施工は、下記のとおりとする。					
	水セメント比		備 考			
	65%以下					
深礎工	1 深礎杭のグラウトはエアーモルタルとし、下表の▲▲m3当りの配合を標準とするが、配合に当っては、下記配合に基づき試験を行って定めるものとし、監督員の承諾を得ること。					
	最低セメント量	C：S	起 泡 剤	フロー値	備 考	
	200kg	1：4～6	0.8kg	25±5 _{sec}	セメントの種類は、高炉セメントB種とし、起泡剤は、●●●●●と同等品以上とする。	
	2 深礎杭の土留材料はライナープレート黒皮（t＝▲▲▲mm）とし、撤去しない埋設とする。					
コンクリート吹付工	・ 監督員が、段階確認等において、吹付厚の確保及び金網の設置位置を保持するため必要と認めた場合は、スペーサー及					

項 目	特 記 事 項			(No.30／61)												
モルタル吹付工	び検査ピンの追加設置を指示するので従うこと。なお、これは変更対象としない。 ・ 工事完成検査においては、法面の勾配や吹付面の凹凸の状況等から、高所作業車を必要とする場合やコアカッターによる抜き取り検査を行う場合があるため、工事完成検査前に検査方法及び検査内容について監督員と協議し、指示を受けるものとする。															
種子吹付工	・ 種子吹付工の 1 m2当りの標準配合は、監督員との協議による。 ・ 種子吹付工の 1 m2当りの標準配合は、下記のとおりである。 <table><tr><th>種 子</th><th>種 子 量</th><th>備 考</th></tr><tr><td>● ● ● ● ●</td><td>▲ ▲ . ▲ g</td><td></td></tr><tr><td>● ● ● ● ●</td><td>▲ ▲ . ▲ g</td><td></td></tr><tr><td>● ● ● ● ●</td><td>▲ ▲ . ▲ g</td><td></td></tr></table>				種 子	種 子 量	備 考	● ● ● ● ●	▲ ▲ . ▲ g		● ● ● ● ●	▲ ▲ . ▲ g		● ● ● ● ●	▲ ▲ . ▲ g	
種 子	種 子 量	備 考														
● ● ● ● ●	▲ ▲ . ▲ g															
● ● ● ● ●	▲ ▲ . ▲ g															
● ● ● ● ●	▲ ▲ . ▲ g															
厚層基材吹付	1 植生基盤材は植生に必要な改良土壌とし材料及び使用量は、監督員の承諾を得ること。 2 吹付工法としては有機質系で ON , キャトルバン , インビコンポ , MTグリーン , ソイルファクター , NRG工法と同等以上とし、監督員の承諾を得ること。 3 吹付検測ピンは 2 0 m2に 1 ヶ所設置すること。 4 厚層基材吹付の 1 m2当りの標準配合は、監督員との協議による。 4 厚層基材吹付の 1 m2当りの標準配合は、下記のとおりである。 <table><tr><th>種 子</th><th>種 子 量</th><th>備 考</th></tr><tr><td>● ● ● ● ●</td><td>▲ ▲ . ▲ g</td><td></td></tr><tr><td>● ● ● ● ●</td><td>▲ ▲ . ▲ g</td><td></td></tr></table>				種 子	種 子 量	備 考	● ● ● ● ●	▲ ▲ . ▲ g		● ● ● ● ●	▲ ▲ . ▲ g				
種 子	種 子 量	備 考														
● ● ● ● ●	▲ ▲ . ▲ g															
● ● ● ● ●	▲ ▲ . ▲ g															

項 目	特 記 事 項 (No.31/61)			
	●●●●●	▲▲. ▲g		
再生コンクリート砂	・ 本工事で使用するコンクリート塊から製造された再生砂は平成3年8月23日付け環境庁告示第46号に規定されている測定方法に基づき、「六価クロム」の溶出試験を行い、監督員の承諾を得た上で使用するものとする。			
止水板	・ ●●●●●に使用する止水板は、センターバルブ型及び半センターバルブ型とし、使用にあたっては監督員の承諾を得ること。			
吸出防止材の施工について	・ 吸出防止材の施工にあたっては「河川災害復旧護岸工法技術指針（案）」を参照すること。 ・ 完成後見えなくなる箇所の全てについて段階確認、若しくは写真を整理すること。 ・ 段階確認によるか、写真での確認とするかは、監督員と当初打合時に協議すること。			
ブロックマットの施工について	・ ブロックマットの施工にあたっては「河川災害復旧護岸工法技術指針（案）」を参照すること。 ・ 完成後見えなくなる箇所の全てについて段階確認、若しくは写真を整理すること。 ・ 段階確認によるか、写真での確認とするかは、監督員と当初打合時に協議すること。			
防水シート（函渠工）	・ 函渠工の誘発目地部に使用する防水シートは、クルタルシート（PC-230）と同等品以上とする。 なお、使用にあたっては、監督員の承諾を得ること。			
地下排水管	・ 地下排水管に使用する有孔管は、●●●●●管と同等品以上の製品として使用にあたっては監督員の承諾を得ること。			
ソイルセメント	・ 押え盛土に使用するソイルセメントは、下記を標準とする。 なお、施工にあたっては、監督員の承諾を得ること。			
	一軸圧縮強度	セメント添加量	セメントの種類	備 考
	1 N/mm ² 以上	3 %	普通ポルトランドセメント	
プレキャストボックス	・ プレキャストボックスは、●●●●●のボックスカルバートと同等品以上の製品とし、使用にあたっては監督員の承諾			

項 目	特 記 事 項 (No.32/61)				
	を得ること。 なお、施工にあたっては「P Cボックスカルバート道路埋設指針（鉄筋コンクリート製プレキャストボックスカルバート道路埋設指針）」により行うこと。				
アンカーグラウト	・ グラウトに使用する 1 %当りのセメントミルクの配合は下記のとおりとする。				
	セメント	混和材	水	W / C	備 考
	▲▲▲ k g	▲▲▲ k g	▲▲▲ c c	▲▲▲ %	混和材は●●●●●と同等品以上とする。
試験工	・ アンカーの試験方法等詳細は、地盤工学会「グラウンドアンカー設計、施工基準」によること。 なお、引張り試験は、3 本以上とする。				
環境への配慮	・ 本工事については、●●●●●付近に生息する●●●●●への影響について予測・評価を行っている。本工事の施工に当たっては、監督員と協議すること。				
運搬	・ 特殊車輛に該当するものは、車輛制限令により道路管理者の許可を得なければならない。				
トルシア形高力ボルトの施工	・ トルシア形高力ボルトの施工管理については、道路橋示方書「平成29年11月日本道路協会」及びトルシア形高力ボルト施工管理要領「昭和59年9月日本道路協会」によるものとする。				
伸縮継手中詰材	・ 伸縮継手中詰材に使用するシール材は水酸基末ポリブタジエン、バックアップ材はポリエチレンフォーム、止水ゴムパッキンはクロロプレン G 1 0 , 接着剤はショーボンドエラスメントと同等品以上の製品とし、監督員の承諾を得て使用すること。				
グレーチング床板	・ 本工事に使用する I 型格子床版は、●●●●●の●●●●●と同等品以上とする。				
伸縮装置	・ ●●●●●部に使用する伸縮装置は、●●●●●と同等品以上の製品とする。 なお、使用にあたっては監督員の承諾を得ること。				

項 目	特 記 事 項							(No.33／61)
橋梁用車両防護柵	・ 本工事に使用する橋梁用車両防護柵及び高欄兼用車両防護柵は〇〇、△△と同等品以上の製品とする。なお、使用にあたっては、監督員の承諾を得ること。							
塗装一般(橋梁)	・ 鋼橋の塗装は下記を標準とする。 なお、色合いについては監督職員の指示による。							
	区 分	種 別	塗装の種類	規 格	塗装回数	一回の塗膜厚	摘 要	
	工 場	金属前処理	エッチングプライマー	J I S K 5 6 3 3 2種長ばく用	1	1 5 μ		
	工 場	下 塗	鉛・クロムフリー錆止めペイント	J I S K 5 6 7 4相当品 (J P M S - 2 6 等) 1 種	2	3 5 μ		
	現 場	下 塗	鉛・クロムフリー錆止めペイント	J I S K 5 6 7 4相当品 (J P M S - 2 6 等) 1 種	3	3 5 μ	溶接板等	
	現 場	中 塗	フタル酸樹脂系	J I S K 5 5 1 6 2種	1	3 0 μ	淡彩色	
	現 場	上 塗	フタル酸樹脂系	J I S K 5 5 1 6 2種	1	2 5 μ	淡彩色	
サンドコンパクションパイル工	・ サンドコンパクションパイルに使用する砂は、細粒分（0．0 7 5 mm通過百分率）が5 %以下の材料とし監督員の承諾を得ること。							
コンクリート舗装（一般）	・ コンクリート版の初期養生として被膜養生剤を散布すること。 散布量は、原液重量で0．0 7 kg／m2を標準とする							
設計アスファルト量の決定 （耐流動対策を行う場合）	・ 車道部に用いる表層（特別な場合は基層も含む）混合物の設計アスファルト量は、すべての基準値（密度、安定度、空げき率、飽和度、フロー値）を満足するアスファルト量の範囲の中央値から下限値の範囲でかつ中央値のアスファルト量							

項 目	特 記 事 項							(No.34／61)
	より0．5％以上少なくしないよう設定すること。							
レディーミクストコンクリート (トンネル)	1 レディーミクストコンクリートの標準配合は、下記のとおりとする。 なお、水セメント比の規定については、コンクリート構造物の耐久性の向上を目的としており、鉄筋コンクリートで55％以下、無筋コンクリートで60％以下とする。							
	使用区分	呼び強度	スランプ (cm)	粗骨材の 最大寸法	セメント の 種 類	水セメント 比	備 考	
	I	18	8	40	高炉	60％以下	・インバート	
	II	18	15	40	高炉	60％以下	・覆工コンクリート（無筋）	
	III	曲げ強度 4．5	2．5	40	高炉	55％以下	・舗装コンクリート	
トンネル掘削	・ 掘削方法は、上半先進掘削ベンチカット方法によるコンクリート吹付とロックボルト工法とする。							
支保工(トンネル)	・ 支保工パターンの基準は、岩質，計測結果等を基にして監督員の指示により変更する場合がある。							
トンネル吹付けコンクリート	・ 吹付けコンクリートの配合は下記を標準とする。（湿式工法）							
	強 度	スランプ	水セメント 比	単 位 セメント量	粗 骨 材 の 最 大 寸 法	急結剤使用 量	単位細骨材 量	単位粗骨材 量
	$\sigma_{28} = 18 \text{ N/mm}^2$	$10 \pm 2 \text{ cm}$	50～60％	360kg	13mm 又は15mm	セメント量 の 5．5％	1086kg 0．80％	675kg 0．47％
注）（1）乾式工法による場合は、監督員と協議すること。 （2）コンクリート強度は、吹付け位置での値である。								

項 目	特 記 事 項				(No.35／61)
	(3) 施工に先立ち監督員の立会のうえ試験練り及び試験吹付けを行う事。 (4) 使用するセメントの種類は、普通ポルトランドセメントとする。				
防水工(トンネル)	1 防水工に使用する防水シートは、厚さ0. 4 mm以上のビニールシート等で次表に示す規格に合格するものを使用する。				
	項 目	規 格	試験方法		備 考
	引張強さ	1 6 N／mm2以上	J I S K 6 7 7 3 2 0℃にて試験		
	伸 び	6 0 0 %以上	J I S K 6 7 7 3 2 0℃にて試験		
	引裂強さ	5 N／mm2以上	J I S K 6 3 0 1 2 0℃にて試験		
	比 重	0. 9 0～0. 9 5	J I S K 6 7 7 3 2 0℃にて試験		
	2 透水性緩衝材は、厚さ3 mm以上で重量は3 0 0 g／m2以上とする。 3 吹付けコンクリートと防水シートの間には、透水性を確保するようにビニールシートと透水性緩衝材を組合せて使用するものとし、吹付けコンクリートになじみよく設置すること。				
ロックボルト(トンネル)	・ ロックボルトについては、耐力試験成績表、ドライモルタルについては、配合計画書及び試験成績書を提出して監督員の承諾を得ること。				
覆工コンクリート(トンネル)	・ 巻立ての1 回当り施工延長及び打設順序については監督員の承諾を得ること。				
裏面排水工(トンネル)	・ 覆工コンクリートの裏面排水に使用する製品は、●●●●●と同等品以上とし、監督員の承諾を得ること。				
計測一般、測定(トンネル)	1 掘削中に次の計測を行うものとする。 ○計測 (A) (1) 坑内観察調査 (2) 内空変位測定 (3) 天端沈下測定 注) 計測方法等については計測要領 (案) によるものとする。				
	2 計測は知識と経験を有する技術者とその補助員が駐在して行うものとする。				

項 目	特 記 事 項 (No.36/61)
	3 請負者は測定・試験結果に解析資料を添付して、速やかに監督員に提出すること。
計測一般、測定(トンネル)	1 掘削中に次の計測を行うものとする。 ○ 計測 (B) (1) 地中変位測定 (2) ロックボルト軸力測定 (3) 覆工応力測定 (4) 鋼支保工応力測定
トンネルにおける坑内作業	・ 請負者は、労働基準法の趣旨にのっとり労働時間については、特に配慮しなければならない。
岩盤固結工(トンネル)	・ 岩盤固結工に使用するロックボルトは、N Tボルト, I B Oボルト, P Uボルトと同等品以上とし、使用にあたっては監督員の承諾を得ること。 また、岩盤注入固結材はT B U (ウレタン系) と同等品以上とし、使用にあたっては監督員の承諾を得ること。
粉塵対策(トンネル)	1 換気方式、排気量については送風式で▲▲▲m3/分の換気量を計上しているが、現地条件等により、これにより難しい場合は監督員と協議するものとし、設計変更の対象とする。 2 掘削工及び支保工作業にあたり、▲▲▲m3/分の集塵機を計上しているが、現地条件等により、これにより難しい場合は監督員と協議するものとし、設計変更の対象とする。 3 掘削工及び支保工作業にあたり、粉塵対策設備が必要となった場合は監督員と協議するものとし、設計変更の対象とする。 4 吹付コンクリート作業において粉塵抑制剤が必要となった場合は監督員と協議するものとし、設計変更の対象とする。 5 掘削工及び支保工作業にあたり、電動ファン付き粉塵用呼吸用防護具等の有効な呼吸用防護具を計上している。
その他の砂利、碎石、砂	・ 基礎に使用する材料は再生クラッシャーラン (R C - 4 0) を使用するものとする。
道路標識	1 標識盤はアルミ合金 (J I S H 4 0 0 0) とし板厚は2 mmとする。 2 支柱は溶融亜鉛メッキ (J I S H 8 6 4 1 2 種 H D Z - 5 5) とする

項 目	特 記 事 項					(No.37／61)
施工継目	・ 目地材の種類は瀝青繊維質と同等品以上とする。					
かごマット工	1 線材の品質及び規格					
	(1) 粗面メッキ鉄線の品質及び規格は下表によるもの、またはこれと同等品以上のものとする。					
		試験項目	規格値	試験方法	試験の頻度	
	メッキ工場	線径	3. 2±0. 0 9mm 4. 0±0. 1 0mm 5. 0±0. 1 2mm 6. 0±0. 1 2mm	J I S G 3 5 4 7 準	5 巻線に 1 回	
		引張強さ	2 9 0 N／mm2 以上	J I S G 3 5 4 7 準	5 巻線に 1 回	
		ねじり特性	J I S G 3 5 4 7 の 4. 3	J I S G 3 5 4 7 準	5 巻線に 1 回	
		巻付性	線径の 1. 5 倍の円筒に 6 回以上巻き付け著しい亀裂及び剥離を生じない	J I S G 3 5 4 7 準	5 巻線に 1 回	
		メッキ成分	アルミ 1 1 %以上 マグネシウム 2 %以上 亜 鉛 8 7 %以下	原子吸光分析法 又は I C P 発光分析法	5 巻線に 1 回	
		メッキ付着量	2 2 0 g／m2 以上	J I S H 0 4 0 1 準	5 巻線に 1 回	
		粗面性	湿潤状態において、施工及び歩行に際し安全な滑りづらさを有し、その機能が容易に失われない	滑りづらさの機能の確認方法は発注者と協議の上実施	5 巻線に 1 回	
公的機関	線径	3. 2±0. 0 9mm 4. 0±0. 1 0mm	J I S G 3 5 4 7 準	2 0 0 巻線に 1 回		

項 目	特 記 事 項				(No.38／61)
			5．0±0．12mm 6．0±0．12mm		
	引張強さ		290N／mm2 以上	J I S G 3 5 4 7 準	200巻線に1回
	メッキ成分	アルミ 11%以上 マグネシウム 2%以上 亜鉛 87%以下		原子吸光分析法 又はI C P発光分析法	200巻線に1回
	メッキ付着量		220g／m2 以上	J I S H 0 4 0 1 準	200巻線に1回
	注) 1巻線とは、メッキ製造工場における製造単位をいい約1tとする。				
	(2) 滑面メッキ鉄線の品質及び規格は下表によるもの、またはこれと同等品以上のものとする。				
		試験項目	規格値	試験方法	試験の頻度
	メッキ工場	線径	3．2±0．09mm, 4．0±0．10mm 5．0±0．12mm, 6．0±0．12mm	J I S G 3 5 4 7 準	5巻線に1回
		引張強さ	290N／mm2 以上	J I S G 3 5 4 7 準	5巻線に1回
		ねじり特性	J I S G 3 5 4 7 の4．3	J I S G 3 5 4 7 準	5巻線に1回
巻付性		線径の1．5倍の円筒に6回以上巻き付け著しい亀裂及び剥離を生じない	J I S G 3 5 4 7 準	5巻線に1回	
メッキ成分		アルミ 10%以上 亜鉛 90%以下	原子吸光分析法 又はI C P発光分析法	5巻線に1回	

項 目	特 記 事 項 (No.39/61)				
		メッキ付着量	300g/m ² 以上	JIS H0401準	5巻線に1回
	公的機関	線径	3.2±0.09mm, 4.0±0.10mm 5.0±0.12mm, 6.0±0.12mm	JIS G3547準	200巻線に1回
		引張強さ	290N/mm ² 以上	JIS G3547準	200巻線に1回
		メッキ成分	アルミ 10%以上 亜鉛 90%以下	原子吸光分析法 又はICP発光分析法	200巻線に1回
		メッキ付着量	300g/m ² 以上	JIS G3547準	200巻線に1回
注) 1巻線とは、メッキ製造工場における製造単位をいい約1tとする。 2 製品については、底網、蓋網、前直網、前平網、後直網、側網及び仕切網毎に網線に使用した線材のメッキ工場名及びメッキ線製造年月日を記載した表示標を付けること。 3 現地において、施工面積2,000m²毎又は2,000m²に満たない場合は、1工事単位毎に監督員が指示する1枚の表示標に示されている線材について、上記頻度での工場試験結果及び公的機関における成績証明書を提出すること。 4 枠線、骨線、コイル線について、1工事単位毎に上記頻度での工場試験結果及び公的機関における成績証明書を提出すること。 5 生産表示と品質試験内容について、別途立ち入り等による検査を行うことがある。					
(構造物単位歩掛)	(記載例) 構造物単位歩掛で、本体コンクリート打設歩掛と型枠・足場・支保等の仮設材の設置・撤去及び損料を含んだ統合歩掛で積算した場合に記載する。				

項 目	特 記 事 項		(No.40／61)												
	なお、下線部分は、設計図書等により必要なものを記載する。														
橋台・橋脚工（構造物単位歩掛）	・ 橋台躯体工・橋脚躯体工（構造物単位）の逆T式橋台、T形橋脚、壁式橋脚の数量は、翼壁を含む橋台・橋脚本体コンクリートの数量（翼壁天端の壁高欄を除く）であり、型枠、足場、支保、コンクリート関係の費用を含んでいる。 また、雑工種として、基礎碎石、均しコンクリートを計上しているが、現地の状況により不要となる場合及び橋台・橋脚本体コンクリート数量に変更がある場合以外は、数量の変更が生じても原則として設計変更の対象としない。 なお、雑工程の出来形管理及び品質管理については、仕様書及び図面にに基づき適切に実施すること。														
舗装の塑性変形輪数について	・ アスファルト舗装の表層における塑性変形輪数の基準値は、車道及び側帯の舗装の構造の基準に関する省令（平成13年6月26日国土交通省令第103号）第4条に定められている下記表のとおりとする。 当該舗装工事は道路区分第▲種第▲級、舗装計画交通量▲▲▲台／日・方向で設計しており、下記表より必要な塑性変形輪数は▲▲▲回／mm以上となる。 塑性変形輪数はホイールトラッキング試験の動的安定度（D S 値）で確認でき、当該基準値を満足した表層材を使用すること。 また、表層材の選定にあたっては施工着手前にホイールトラッキング試験の試験成績表（過去1年以内に実施したものに限る）を監督員に提出し、承諾を得ること。 <table><tr><th>区 分</th><th>舗装計画交通量 (単位：台／日・方向)</th><th>塑性変形輪数 (単位：回／mm)</th></tr><tr><td>第1種，第2種</td><td>3，000以上</td><td>3，000</td></tr><tr><td>第3種第1級及び第2級 第4種第1級</td><td>3，000未満</td><td>1，500</td></tr><tr><td>その他</td><td></td><td>500</td></tr></table>			区 分	舗装計画交通量 (単位：台／日・方向)	塑性変形輪数 (単位：回／mm)	第1種，第2種	3，000以上	3，000	第3種第1級及び第2級 第4種第1級	3，000未満	1，500	その他		500
区 分	舗装計画交通量 (単位：台／日・方向)	塑性変形輪数 (単位：回／mm)													
第1種，第2種	3，000以上	3，000													
第3種第1級及び第2級 第4種第1級	3，000未満	1，500													
その他		500													

項 目	特 記 事 項 (No.41/61)
L E D道路照明設置工事について	1 遵守事項 ・ L E D道路・トンネル照明導入ガイドライン（案）（平成27年3月 国土交通省） ・ 道路照明施設設置基準・同解説 ・ 道路・トンネル照明器材仕様書（平成27年版） ・ 電気通信施設設計要領（電気編） ・ 電気通信設備工事共通仕様書 ・ 電気通信設備施工管理の手引き ・ 電気設備に関する技術基準を定める省令 ・ その他関係法令規則等 2 性能指標 （1）連続照明（ガイドラインタイプ a, b等） ・ 平均路面輝度 : ▲▲▲ c d /m2以上 ・ 輝度均斉度 : 0. 4 以上（必要に応じて車線軸均斉度 : 0. 5 以上を追加） ・ 相対闇値増加（車線毎） : 1 5 %以下 （2）局部照明の場合 （2-1）交差点照明の場合（ガイドラインタイプ m等） ・ 平均路面照度 : ▲▲▲ l x 以上 ・ 照度均斉度 : 0. 4 以上 （2-2）横断歩道照明の場合（ガイドラインタイプ W） ・ 平均路面照度 : 2 0 l x 以上 （2-3）歩道照明の場合

項 目	特 記 事 項	(No.42／61)											
	・平均路面照度：5 lx以上 ・照度均斉度：0.2以上 3 照明設計条件 ・下記条件を満足する製品をもって同等品として採用する。(同等の性能であっても、定格入力容量(VA)が設計以上の製品は同等品として採用しない。) ただし、既設照明の設置位置等で設計に必要な諸条件が一部不明瞭な場合もあるため、照明設計に必要な簡易計測の上、照明設計資料を作成し、当初提示した灯具規格では、性能が満足しない場合、灯具の規格並びに金額を変更の対象とする。 (1) 局部照明の場合 (1-1) 連続照明（▲車線用）ガイドラインタイプ a, b（建電協型KCE100-2）等 ・▲▲▲cd/m2 中国電力契約区分 公衆街路灯 A・B 共 ・定格入力容量▲▲▲VA以下 耐用時間60,000h以上 (1-2) 連続・・・・・・・・ (1-3) 交差点照明・・・・ (2) 道路条件等（以下条件の他、平面図等現場条件の分かるものを添付すること。） <table><tr><td>①局部照明の場合</td><td>②連続照明の場合</td></tr><tr><td>照明範囲（平面図等により明示）</td><td>車道幅員：▲▲▲（m）</td></tr><tr><td>設置間隔：▲▲▲（m）</td><td>設置間隔：▲▲▲（m）</td></tr><tr><td>路面（アスファルト舗装、コンクリート舗装）</td><td>路面（アスファルト舗装、コンクリート舗装）</td></tr><tr><td>灯具高さ：▲▲▲（m）</td><td>灯具高さ：▲▲▲（m）</td></tr><tr><td>オーバーハング：▲▲▲（m）（曲線型支柱の場合）</td><td>オーバーハング：▲▲▲（m）</td></tr></table>	①局部照明の場合	②連続照明の場合	照明範囲（平面図等により明示）	車道幅員：▲▲▲（m）	設置間隔：▲▲▲（m）	設置間隔：▲▲▲（m）	路面（アスファルト舗装、コンクリート舗装）	路面（アスファルト舗装、コンクリート舗装）	灯具高さ：▲▲▲（m）	灯具高さ：▲▲▲（m）	オーバーハング：▲▲▲（m）（曲線型支柱の場合）	オーバーハング：▲▲▲（m）
①局部照明の場合	②連続照明の場合												
照明範囲（平面図等により明示）	車道幅員：▲▲▲（m）												
設置間隔：▲▲▲（m）	設置間隔：▲▲▲（m）												
路面（アスファルト舗装、コンクリート舗装）	路面（アスファルト舗装、コンクリート舗装）												
灯具高さ：▲▲▲（m）	灯具高さ：▲▲▲（m）												
オーバーハング：▲▲▲（m）（曲線型支柱の場合）	オーバーハング：▲▲▲（m）												

項 目	特 記 事 項 (No.43/61)													
	4 提出承認図書（市監督員の確認を必要とする図書）													
	（１）器材の性能に関する図書													
	・ 上記３－（１）「照明性能」に係る項目が記入された図書													
	（２）照明設計資料													
	・ 光度値（水平角 0 ～ 1 8 0 °、鉛直角 0 ～ 9 0 °の光度値 1 °又は 5 °刻みに記入した表） ・ 光度値から各項目の計算式及び計算結果 ・ 輝度（照度）分布図 ・ L E D道路照明灯具の照明率表（ 0 . 0 1 刻み。光度値表から灯具前面（車道側） 3 W／H～灯具背面（歩道側） 2 W／H間の照明率データ） （３）施工図（照明灯設置図等） （４）L E D道路照明灯具等の仕様に関する図書 ・ L E D道路照明灯具等については、使用する器材が、本特記仕様書に規定された品質基準を満足することが求められる。 ・ 仕様に関する試験成績等の結果については、発注者が基準及び規格値に係る適合の確認ができるように整理して記載すること。（言語は日本語とする。） ・ なお、主な確認項目は下表のとおりとする。													
	<table><tr><th></th><th>確 認 項 目</th><th>基 準 (ガイドライン項目番号)</th><th>提 出 資 料</th></tr><tr><td>1</td><td>器具の形状寸法及び質量</td><td>4 . 1 . 4 (1) 1)</td><td>製品図面及び製品仕様書等</td></tr><tr><td>2</td><td>塵埃(じんあい)、固形物及び水気</td><td>4 . 1 . 4 (1) 3)</td><td>試験成績書</td></tr></table>				確 認 項 目	基 準 (ガイドライン項目番号)	提 出 資 料	1	器具の形状寸法及び質量	4 . 1 . 4 (1) 1)	製品図面及び製品仕様書等	2	塵埃(じんあい)、固形物及び水気	4 . 1 . 4 (1) 3)
	確 認 項 目	基 準 (ガイドライン項目番号)	提 出 資 料											
1	器具の形状寸法及び質量	4 . 1 . 4 (1) 1)	製品図面及び製品仕様書等											
2	塵埃(じんあい)、固形物及び水気	4 . 1 . 4 (1) 3)	試験成績書											

灯具配列（片側,中央,千鳥,向合せ）

項 目	特 記 事 項 (No.44/61)			
			の侵入に対する保護	
		3	本体	4. 1. 4 (2) 1)
		4	透光性カバー	4. 1. 4 (2) 2)
		5	配光	4. 1. 3
		6	上方光束比	4. 1. 5 (1)
		7	絶縁抵抗	4. 1. 5 (2)
		8	耐電圧	4. 1. 5 (3)
		9	耐熱衝撃	4. 1. 5 (4)
		10	耐振動性	4. 1. 5 (5)
		11	L E Dモジュールの性能	4. 3. 3
		12	L E Dモジュールの寿命	4. 3. 4
				寿命試験はJIS8155による推定寿命は以下のいずれか (1) IES LM-80及びTM-21により求めた推定値 (2) 温度加速度試験結果からアレニウスプロットによる仕様使用温度による寿命推定値（ケース温度、ジャンクション温度、温度管理・実測データ、L E Dの寿命）
		13	諸特性	4. 3. 5 (5)
		14	耐湿性及び絶縁性	4. 3. 5 (6)

項 目	特 記 事 項 (No.45/61)			
	15	雑音特性	4. 3. 5 (7)	試験成績書
	16	高調波電流	4. 3. 5 (8)	試験成績書
	17	耐電サージ	4. 3. 5 (9)	試験成績書
	18	初期光束補正機能	4. 3. 5 (10)	製品図面又は製品仕様書等
	19	L E Dモジュール制御装置の寿命	4. 3. 6	(以下(1)～(3) のいずれか) (1) 温度加速度試験結果からアレニウスプロットによる仕様温度による寿命推定値 (2) 使用する主要部品の最大温度デレティング率等から算定される寿命推定値 (3) L E Dモジュール制御装置の製造者が規定する方法で算定した寿命推定値を、実装状態にて周囲温度条件により換算した値
	(5) 工事材料の品質及び検査等 ・ L E D道路照明灯具等については、発注者の確認を受けたものを使用する。 (6) 設置完了時の性能に関する確認 ・ L E D道路照明の光学性能については、「道路照明施設設置基準・同解説」第5章、第7章に示す性能指標及び推奨値を満足するものとする。 6 かし担保 ・ L E D道路照明灯具のかし担保は、真庭市工事請負契約約款（令和2年真庭市告示第173号）第59条によるものの他、受注者は、L E D照明灯具が引き渡し後2年以内に、特記仕様書に基づき受注者が提出した照明設計資料による光学性			

項 目	特 記 事 項 (No.46/61)
橋梁補修・耐震補強工事の周知について	能を満足しなくなった場合は修補を行わなければならない。 ・ 工事の内容や効果について、地域住民や通行者に理解してもらうため、工事箇所に横断幕を設置し、周知を図ること。 ・ 横断幕に会社名を記載する場合は「発注：真庭市 施工：〇〇〇〇〇」等、真庭市の指示による設置であることがわかるようにすること。 なお、使用にあたっては監督員の承諾を得ること。 〈仕 様〉 ○サ イ ズ：縦900mm×横3600mm程度 ○材 質： ターポリン同等品以上 ○デザイン：下記例参考 ※橋梁補修（例） 橋梁の補修をして 橋を長持ちさせています。 発注：真庭市 施工：〇〇〇〇〇 （簡単なイラスト） ※耐震補強（例）

項 目	特 記 事 項 (No.47/61)
	(簡単なイラスト) 地震の時に橋が落ちないための対策をしています。 発注：真庭市 施工：〇〇〇〇〇
河川（砂防含む）における災害復旧に使用する護岸コンクリートブロック（兼用護岸含む）について	・ 護岸コンクリートブロックの明度の基準値については、「美しい山河を守る災害復旧基本方針」（平成30年6月改定）に定められているものを基に下記のとおりとする。 （1）明度を6以下とする。 ・ 明度の確認方法については、公益社団法人全国土木コンクリートブロック協会が発行する明度証明書によることとし、使用報告及び使用承認願に添付して提出すること。
溶接種別の確認等について	・ 受注者は、落橋防止装置、変位制限装置（以下、「落橋防止装置等」）の設計図書における溶接記号に疑義が生じた場合には、土木工事共通仕様書「1-1-1-3 設計図書の照査等 2.設計図書の照査」に準ずるものとする。 なお、受注者は設計図書の照査にあたっては、以下の（1）、（2）（（一社）建設コンサルタンツ協会あて文書「落橋防止装置等の溶接不良の再発防止に関して（要請書）」（平成27年12月25日付国官技第267号、国道国防第182号、国道高第241号））を踏まえて実施するものとする。 また、受注者は外部の製作会社に製作を外注する場合には、製作会社が作成する製作要領書等により、製作会社が契約図書の内容を正確に認識していることを確認するものとする。 （1）溶接記号の表示は、JIS Z 3021-2010（溶接記号）に従う。 ・ 開先深さと溶接深さを併記し、完全溶込み溶接のときは溶接深さを省略する。 ・ 部分溶込み溶接で所要の溶込み深さが開先深さと同じときは、開先深さを省略する。 （2）JIS Z 3021-2010（溶接記号）に従わない場合は、その旨を図面に明記する。

項 目	特 記 事 項 (No.48/61)
	- 寸法の「K」記み溶接を明記す - 溶接記の表示の全溶込みことを明 - 部分溶深さで指3021-合は、○を記入し3021-明記す ※「FP」表示を行う場合は全ての該当箇所に表示し、寸法の記載がない「K」記号を混在させないこと。 ※レ形など、他の開先種類についても上記①②と同様に溶接種別の更なる明確化を図ること。 溶接記号の表示例 ●最新のJIS (JIS Z 3021-2010) による表示 ①ルート間隔 ②開先角度 ③開先深さ ①2mm ②45° ③10mm ●最新のJIS (JIS Z 3021-2010)による表示に従わない場合は、注釈に溶接記号の意味を明記 (記載例) 寸法のないK形溶接の表示のある箇所は、完全溶込み溶接を用いる ●最新のJIS (JIS Z 3021-2010) による表示 ①ルート間隔 ②開先角度 ③開先深さ ④溶接深さ ①0mm ②45° ③7mm ④7mm ●最新のJIS (JIS Z 3021-2010)による表示に従わない場合は、注釈に溶接記号の意味を明記 (記載例) ○印内の数字は、部分溶込み溶接の開先深さを示す ※図中の形状寸法は、溶接記号を説明するためのイメージとして記載したものであり、実際の形状寸法は設計に従うものとする 記載がない号は、完全溶込意味することをする。 号の尾に「FP」あるものは、完全溶接を意味する記する。 込み溶接を開先示する (JIS Z 2000 適用) 場印内に開先深さた上で、「JIS Z 2000 適用」をる。
落橋防止装置等製作工について	- 工場で行う落橋防止装置等の製作については、以下によるものとする。 - 土木工事共通仕様書「第3編土木工事共通編3-2-12-3 桁製作工」に準じて行うものとする。 - 溶接検査について

項 目	特 記 事 項 (No.49/61)
	(1) 受注者は、外部の製作会社に製作を外注する場合には、内部きずの非破壊試験検査を受注者自身或いは第三者の検査会社で行うことを施工計画書に明記するものとする。 (2) 受注者は、検査を外注する場合には、当該工事の製作会社に所属せず、かつ、当該工事の品質管理の試験（社内検査）を行っていない第三者の検査会社と直接契約を行うものとする。 (3) 内部きずの検査について、非破壊試験検査を行う者は、試験の種類に応じたJISZ2305（非破壊試験－技術者の資格及び認証）の資格を有した者であること。 なお、資格証明書（写）を施工計画書に添付するものとする。 (4) 落橋防止装置等における完全溶込み溶接継手における超音波探傷試験の非破壊試験検査は全数を対象に溶接継手全長の検査を行うものとする。 なお、構造上非破壊試験検査ができない箇所がある場合は、監督員と別途協議を行うものとする。 超音波探傷試験は、JIS Z 3060（鋼溶接部の超音波探傷試験方法）によるものとし、判定基準は「L検出レベル2類」とする。 3. 溶接施工について (1) 受注者は、溶接工程において、開先加工、裏はつりの作業状況を自ら記録し、記録書の写しを監督員に提出するものとする。 なお、当該分野についてISO9001 を取得している製作会社（登録範囲に鋼構造物の製作や製造等を含むもの）及び検査会社（登録範囲に超音波探傷試験検査を含むもの）を利用する場合は当該記録を同製作会社に行わせることができる。 (2) 受注者は、溶接管理技術者及び溶接技能者の資格証明書（写）を施工計画書に添付するものとする。 4. 抜き打ち非破壊試験検査について ・ 本工事は発注者による抜き打ち非破壊試験検査を実施することがある。よって、受注者は、受注者自身或いは第三

項 目	特 記 事 項 (No.50/61)
	者の検査会社による非破壊試験検査実施後、結果について速やかに監督員に報告するものとし、塗装等の実施については監督員の承諾を得るものとする。 また、上記の抜き打ち非破壊試験検査で不合格となった場合、受注者は落橋防止装置等の完全溶込み溶接継手全てにおいて、改めて、受注者自身或いは第三者の検査会社による非破壊試験検査を実施し、その結果を監督員に報告するものとする。 5. 施工体制台帳について 溶接施工、非破壊試験検査を外注する場合は、施工体制台帳に記載するものとする。
検査等に合格した場合における瑕疵担保の取扱いについて	検査（中間検査、出来形検査、しゅん功検査）、段階確認、落橋防止装置等を対象とした抜き打ち非破壊試験検査に合格しても、後に施工不良等が判明した場合に受注者の瑕疵担保責任が免責されるものではない。
標準断面発注について	- 本工事は、標準断面発注としているため、施工箇所の起終点及び標準的な断面のみ示している。 そのため、当初設計内容を踏まえ、受注者において現地測量及び実施計画を行い、諸条件を勘案の上で設計図書を作成し、監督員に提出し、設計図書の承認を得たのちに施工にとりかかること。 - 提出する設計図書については下記を標準とするが、詳細は監督員と協議し決定するものとする。 【舗装工】 縦断面図、横断面図（測点間距離：20m間隔、測量幅：7.5m、縮尺：1/100）、舗装展開図、面積・断面・切削厚等の計算書、工事内訳書（数量表）、測量観測手簿 【しゅん渫・河道掘削工】 縦断面図、横断面図（測点間距離：20m間隔、測量幅：□□□m、縮尺：1/100）、面積・立積の計算書、工事内訳書（数量表）、測量観測手簿

項 目	特 記 事 項 (No.51/61)
	なお、路線測量（横断測量）の施工歩掛については、土木工事標準積算基準 参考資料編【工事・委託】第Ⅶ編 1.（2）1）路線測量（横断測量）を適用しているが、現場条件等により、積算と著しい相違がある場合は、監督員と協議の上設計変更の対象とする。 注）発注の工事内容により、提出する設計図書は、追記・修正すること。
1 日未満で完了する作業の積算について	・ 本基準は、変更積算のみに適用する。 ・ 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、本基準の適用について協議の発議を行うことができる。 ・ 同一作業員の作業が他工種・細別の作業と組合せて 1 日作業となる場合には、本基準は適用しない。 ・ 受注者は、協議に当たって、本基準に該当することを示す書面その他協議に必要となる根拠資料（日報、実際の費用がわかる資料等）を監督職員に提出すること。 実際の費用がわかる資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、本基準は適用しない。 ・ 通年維持工事等で人工精算する場合、「時間的制約を受ける公共土木工事の積算」を適用して積算をする場合等、本基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、本基準は適用しない。 ・ 本基準の適用等については、下記の資料を参考にすること。 「1 日未満で完了する作業の積算」の手引き（H29.4）（国土交通省） （URL：http://www.cgr.mlit.go.jp/other.html）
ゴム製品等の品質確認をした場合における瑕疵担保の取扱い	・ 第三者による品質証明書類を提出し、監督員の確認を受けた場合であっても、後に製品不良等が判明した場合に受注者の瑕疵担保責任が免責されるものではない。
橋梁再塗装工事について	・ 本工事の対象橋梁は、既設塗装に含まれる鉛等有害物について事前調査を実施しており、既設塗装に●●●（鉛、クロ

項 目	特 記 事 項 (No.52/61)
	△等の有害物を記載)を含有することを確認している。 土木工事共通仕様書「第10編道路編 第4章鋼橋上部 10-4-6-3現場塗装工」で規定している、工事着手前の鉛等有害物の含有確認試験については、本工事においては実施不要とする。 ※事前に塗膜調査を行い鉛等有害物の含有状況を把握している場合に記載する。
「週休2日工事」の実施について (受注者希望型)	本工事は、「受注者希望型」による岡山県週休2日工事（以下「週休2日工事」という。）の対象工事であり、実施に当たっては、本特記仕様書によるほか、別に定める「岡山県週休2日工事実施要領」によるものとする。 1 定義 (1) 週休2日工事における「週休2日」とは、対象期間において、原則として土・日曜日を休日として確保し、現場を完全閉所することをいう。 (2) 「対象期間」とは、現場着手日（準備工事を除く。）から現場完成日までをいう。 なお、対象期間内には、計2日の休日と計6日の開所日を有する連続した8日間の期間を1回以上含むものとする。 (3) 「完全閉所」とは、現場事務所での事務的作業を含む、工事現場における全ての作業を中断し、現場を閉所とすることをいう。 (4) 「通期の週休2日の達成」とは、対象期間における土・日曜日の日数と等しい休日である土・日曜日の日数（発注者が認めた振替日を含む。）を確保し現場を完全閉所した場合をいう。 (5) 「月単位の週休2日の達成」とは、通期の週休2日を達成した工事で、かつ、振替日を設定したときには、振替日を作業を行う土・日曜日の前後1週間以内に確保し、現場を完全閉所した場合をいう。 (6) 「完全週休2日（土日）の達成」とは、対象期間の全ての週において、休日を土・日曜日に指定し、1週間に2日以上現場を完全閉所した場合をいう。ただし、受注者の責によらず土・日曜日に施工を行わざるを得ない場合は、土・日曜日に代わる曜日（以下、「指定曜日」という。）を指定し、現場を完全閉所するものとする。

項 目	特 記 事 項 (No.53/61)
	2. 実施方法 (1) 受注者は、契約後速やかに、監督員と週休2日の内容として、完全週休2日(土日)、月単位もしくは通期の週休2日のいずれを実施するか工事打合簿等により協議するものとする。また、現場着手前に工事打合簿に休日を明示した休日等取得計画表(以下「計画表」という。)を添付し監督員の承認を受けるものとする。 (2) 受注者は、地元条件や天候等によりやむを得ず土・日曜日もしくは指定曜日に作業を行う必要が生じた場合は、振替日を設定し、事前に監督員と工事打合簿等により協議し、承認を受けるものとする。 (3) 受注者は、週休2日工事である旨を工事看板等で現場に掲示するものとする。 3. 実施報告 (1) 受注者は、毎月初めに計画表に前月の休日の取得実績を記入したものを、監督員に提出しなければならない。 (2) 受注者は、前項の計画表の提出と併せて休日の取得実績が確認できる書類(工事日誌、出勤簿等当該現場を完全閉所したことを確認できるものに限る。)を提示し、監督員の確認を受けなければならない。 4. 経費の補正 ・ 本工事は週休2日の補正なしとして予定価格を算出している。 ・ 「完全週休2日(土日)」を達成した場合、又は「月単位の週休2日」を達成した場合は、精算時に設計変更の対象とする。 5. その他 ・ 「岡山県週休2日工事実施要領」及び休日等取得計画表などの参考資料については、岡山県土木部技術管理課ホームページを参照するものとする。(https://www.pref.okayama.jp/page/551767.html)
「週休2日工事」の実施について (発注者指定型) ※原則、真庭市においては使用し	・ 本工事は、「発注者指定型」による岡山県週休2日工事(以下「週休2日工事」という。)の対象工事であり、実施に当たっては、本特記仕様書によるほか、別に定める「岡山県週休2日工事実施要領」によるものとする。 1 定義

項 目	特 記 事 項 (No.54/61)
ない(R8.4.1時点)	(1) 週休2日工事における「週休2日」とは、対象期間において、原則として土・日曜日を休日として確保し、現場を完全閉所することをいう。 (2) 「対象期間」とは、現場着手日（準備工事を除く。）から現場完成日までをいう。 なお、対象期間内には、計2日の休日と計6日の開所日を有する連続した8日間の期間を1回以上含むものとする。 (3) 「完全閉所」とは、現場事務所での事務的作業を含む、工事現場における全ての作業を中断し、現場を閉所とすることをいう。 (4) 「通期の週休2日の達成」とは、対象期間における土・日曜日の日数と等しい休日である土・日曜日の日数（発注者が認めた振替日を含む。）を確保し現場を完全閉所した場合をいう。 (5) 「月単位の週休2日の達成」とは、通期の週休2日を達成した工事で、かつ、振替日を設定したときには、振替日を作業を行う土・日曜日の前後1週間以内に確保し、現場を完全閉所した場合をいう。 (6) 「完全週休2日（土日）の達成」とは、対象期間の全ての週において、休日を土・日曜日に指定し、1週間に2日以上現場を完全閉所した場合をいう。ただし、受注者の責によらず土・日曜日に施工を行わざるを得ない場合は、土・日曜日に代わる曜日（以下、「指定曜日」という。）を指定し、現場を完全閉所するものとする。 2. 実施方法 (1) 受注者は、契約後速やかに、監督員と週休2日の内容として、完全週休2日（土日）、月単位もしくは通期の週休2日のいずれを実施するか工事打合簿等により協議するものとする。また、現場着手前に工事打合簿に休日を明示した休日等取得計画表（以下「計画表」という。）を添付し監督員の承認を受けるものとする。 (2) 受注者は、地元条件や天候等によりやむを得ず土・日曜日もしくは指定曜日に作業を行う必要が生じた場合は、振替日を設定し、事前に監督員と工事打合簿等により協議し、承認を受けるものとする。 (3) 受注者は、週休2日工事である旨を工事看板等で現場に掲示するものとする。

項 目	特 記 事 項 (No.55/61)
	3. 実施報告 (1) 受注者は、毎月初めに計画表に前月の休日の取得実績を記入したものを、監督員に提出しなければならない。 (2) 受注者は、前項の計画表の提出と併せて休日の取得実績が確認できる書類（工事日誌、出勤簿等当該現場を完全閉所したことを確認できるものに限る。）を提示し、監督員の確認を受けなければならない。 4. 経費の補正 ・ 月単位の週休2日を達成した場合の補正係数を各経費に乗じて予定価格を算出しており、完全週休2日（土日）を達成した場合は、精算時に補正係数を完全週休2日（土日）を達成をした場合の補正係数に変更する。また、月単位の週休2日を達成することができなかった場合は、補正なしとして変更する。 5. その他 ・ 「岡山県週休2日工事実施要領」及び休日等取得計画表などの参考資料については、岡山県土木部技術管理課ホームページを参照するものとする。（https://www.pref.okayama.jp/page/551767.html）
「週休2日工事」における工事書類の簡素化等について ※原則、真庭市においては使用しない(R7.7.1時点)	注）設計金額1千万円未満の週休2日工事（発注者指定型）で使用する。また、工事内容により本運用が適切と認められない場合は、使用しないこと。 ・ 本工事において週休2日工事に取り組む場合は、工事書類の簡素化及び検査事務の簡略化を図ることができるものとし、その内容は次のとおりとする。ただし、週休2日の達成ができないことが判明した場合は、工事書類の簡素化等の対象外となるため、工事全体における必要な工事書類の提出を行うこと。 また、工事内容により工事書類の簡素化等の対象外とする場合もある。 1. 出来形管理 ・ 出来形管理図表及び出来形管理表の作成を省略し、展開図や発注図に出来形を記入するなど設計値と実測値の比較が容易な任意の様式として提出してもよい。 2. 品質管理

項 目	特 記 事 項 (No.56/61)
	- 岡山県土木工事共通仕様書で定める品質管理基準による品質管理を行うこととするが、これに係る資料の提出は省略し、該当項目についての代表的な品質管理写真を工事写真として提出することとしてもよい。なお、品質管理に係る資料の監督員等への提示を必要に応じて求める場合がある。 3. 工事写真 - 工事写真は、写真管理基準(案)に基づき撮影すること。ただし、提出する工事写真は、次に掲げる項目を見込んでいるが、工事着手前に監督員と協議により決めることとし、それらの項目について1枚提出することとしてもよい。なお、提出部数は紙媒体1部のみとし、電子媒体の提出は不要とする。 (記載例) ※工事によって該当する項目を記載すること ・ 着工前 ・ 床掘完了時（丁張含む） ・ コンクリート打設状況 ・ 上墨設置状況 ・ 出来形写真（各工種） ・ 品質管理写真（各項目） ・ 仮設工設置状況 4. しゅん工検査 - しゅん工検査は、監督員の事前確認により検査員による出来形実地検査等を省略し、書類検査のみとすることができる。ただし、監督員の出来形検査において疑義が生じた場合等は、従前どおり実地検査を実施することとする。
「週休2日工事」の実施について	本工事は「週休2日工事」の対象ではない。 ※注）災害時における応急工事等の緊急を要する工事や実施要領で定める対象期間が確保できないような工事（現場施工期間が短い工事）は、こちらを使用すること。

項 目	特 記 事 項 (No.57/61)																																	
施工箇所が点在する工事の積算について ※対象工事の場合に本内容を記載する。	- 本工事は、施工箇所が複数あり、1 km程度を超えて点在することから、共通仮設費及び現場管理費を施工箇所ごとに算出する「施工箇所が点在する工事の積算」を適用している。 - 積算方法については、土木工事標準積算基準（上巻 I -11-1）による他、積算に関する諸条件及び参考事項については、下記のとおりとする。 施工箇所が点在する工事のイメージ図 1 積算に関する諸条件 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>全体設計書 (一般管理費等算出用)</th><th>親 設計書</th><th>子 1 設計書</th><th>子 2 設計書</th><th>子 3 設計書</th><th>子 4 設計書</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>路河川名</td><td></td><td>市道 ●●●線</td><td>市道 ▲▲▲線</td><td>普通河川 ■ ■ ■川</td><td>市道 ●●●線</td><td>普通河川 ▲▲▲川</td></tr> <tr> <td>位 置</td><td></td><td>真庭市 ●●●地内</td><td>真庭市 ▲▲▲地内</td><td>真庭市 ■ ■ ■地内</td><td>真庭市 ●●●地内</td><td>真庭市 ▲▲▲地内</td></tr> <tr> <td>諸経費 工 種</td><td colspan="6">道路改良※1</td></tr> </tbody> </table>							全体設計書 (一般管理費等算出用)	親 設計書	子 1 設計書	子 2 設計書	子 3 設計書	子 4 設計書	路河川名		市道 ●●●線	市道 ▲▲▲線	普通河川 ■ ■ ■川	市道 ●●●線	普通河川 ▲▲▲川	位 置		真庭市 ●●●地内	真庭市 ▲▲▲地内	真庭市 ■ ■ ■地内	真庭市 ●●●地内	真庭市 ▲▲▲地内	諸経費 工 種	道路改良※1					
	全体設計書 (一般管理費等算出用)	親 設計書	子 1 設計書	子 2 設計書	子 3 設計書	子 4 設計書																												
路河川名		市道 ●●●線	市道 ▲▲▲線	普通河川 ■ ■ ■川	市道 ●●●線	普通河川 ▲▲▲川																												
位 置		真庭市 ●●●地内	真庭市 ▲▲▲地内	真庭市 ■ ■ ■地内	真庭市 ●●●地内	真庭市 ▲▲▲地内																												
諸経費 工 種	道路改良※1																																	

項 目	特 記 事 項 (No.58／61)					
	施工地域 区 分	一般交通影響有り(1) ※2	一般交通 影響有り(1)	該当無し	一般交通 影響有り(1)	該当無し
	注) 上記の表は、施工箇所の状況に応じて修正すること ※1 諸経費工種は、工事全体で判断した主たる工種を設定（施工箇所毎に工種区分を設定しない） ※2 一般管理費等算出時の共通仮設費率及び現場管理費率にかかる施工地域区分は、親設計書で設定したものを使用					
	2 参考事項 （１）「一般管理費等」算出時における「処分費等」の取扱いについては、施工箇所全ての合計額で判断している。 （２）「一般管理費等」算出時における「工事原価」については、施工箇所ごとに算出される工事原価の合計ではなく、施工箇所ごとに分けない積算（通常の積算）により算出される工事原価を使用している。					
電気（通信）設備の据付けについて	・ 本工事で設置する●●●●●設備は、「電気通信設備工事共通仕様書 表3-3-4 耐震据付設計の重要度区分一覧表」で重要機器○に区分される設備である。 ・ 本設備の据付にあたっては、上記仕様書で重要機器○に求められる耐震性能を有するよう検討の上、監督員の承諾を得て施工すること。					
遠隔臨場の試行について	1 遠隔臨場の試行 ・ 本工事は、受注者の希望により遠隔臨場を実施する事ができるものである。 「遠隔臨場の試行」は、受注者における「段階確認に伴う手持ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）とWeb会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものである。 なお、遠隔臨場は、『遠隔臨場に関する試行要領（案）』の内容に従い実施する。 2 遠隔臨場を適用する工種、確認項目 ・ 現場条件により遠隔臨場の適用性が一致しない場合も想定されることから、現場での適用・不適用については、受発					

項 目	特 記 事 項 (No.59/61)
	注者間にて協議の上、適用する工種・確認項目を選定することとする。 受注者は適用する工種、確認項目に関する協議資料作成にあたり、『遠隔臨場に関する試行要領（案）』『参考4 確認項目に適用性』別表1～3を参考とする。 3 試行内容 (1) 段階確認・材料確認、立会での確認 - 受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により取得した映像及び音声をWeb会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うものである。 (2) 機器の準備 - 遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）やWeb会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督員等と協議し決定するものとする。 (3) 遠隔臨場を中断した場合の対応 - 電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行う。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督員等は机上確認するもとも可能とする。 (4) 費用 - 遠隔臨場にかかる費用については、別途計上しないものとする。
ウィークリースタンスの取組について	受発注者が協力・協働し、建設業界の働き方改革に取り組むことを目的とし、下記に列記するウィークリースタンス実施項目に取り組むものとする。（災害対応等の緊急を要する場合は除く。） 1. 時間外に「仕事が発生することのない・仕事が前提とならない」よう留意する。 (1) 勤務時間外の打合せの設定は行わない。 (2) 施工時間外の立会の設定は行わない。

項 目	特 記 事 項 (No.60/61)
	(3) 資料作成依頼を正規の勤務時間外に行わない。 2. 土日等の休日に「仕事が発生することのない・仕事が前提とならない」よう留意する。 (1) 金曜日（休日前）に資料作成依頼を行う場合は、翌週月曜日（休日明け）を期限日としない。 3. 受発注者間のパートナーシップの的確な運用による円滑な施工に繋げるよう留意する。 (1) ワンデーレスポンス（受発注者からの発議を受領した時点から24時間以内に回答。期間内での回答が難しい場合は回答期限を回答。ただし土日等の休日は期間から除外する。）を徹底する。 (2) 発注者は、必要に応じて三者会議を開催する。 (3) 「岡山県土木工事書類作成マニュアル」に則り、不必要な資料は求めない、提出しない。 (4) 現地状況が異なる場合等に当たっては、受注者と遅滞なく協議・調整する。協議等に当たっては、現地、WEB会議等により効率化を図る。 (5) 「岡山県設計変更ガイドライン」を遵守し、円滑且つ適切な手続きを行う。
張芝・筋芝・人工張芝	張芝・筋芝・人工張芝を法面に施工の場合、法肩天に耳芝を施工すること。
区画線	品質、材料は J I S K 5 6 6 5 (1 9 8 1) 2 種 2 号、3 種 1 号とする。
(カタログ等資材単価) (例) □□□□□□	□□□□□□は、△△△△△△カタログ記載の「○○○○○○」を見込んで積算している。 □□□□□□は、△△△△△△カタログ記載の「○○○○○○」を同カタログ記載の類似品と標準単価（物価資料単価）との比率により積算している。
仕様書及び様式等のダウンロードについて	- 真庭市で発注する公共工事について、本設計図書へ添付されているもの以外の仕様書及び様式等が下記のアドレスより、ダウンロードできるので必要に応じ、有効に活用すること。 ●真庭市ウェブページ（分類：入札・契約＞契約）<https://www.city.maniwa/lg.jp/life/5/26/>（掲載内容）

項 目	特 記 事 項 (No.61/61)
	○様式ダウンロード（契約・届出関係） ・ 契約関係 ・ 各種届出様式（提出書類一覧&チェックリスト） 等 ●岡山県土木部技術管理課ウェブページ<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/60/> （掲載内容） ○建設リサイクル関係 ○共通仕様書等 ・ 岡山県土木工事共通仕様書 ・ 岡山県土木工事共通仕様書 別冊様式集 等

現 場 説 明 書 (指 導 事 項)

(No. 1 / 2)

- 1 下請契約における発注者の指導について
 - (1) この契約に係る工事的確な施工を確保するため、下請契約を締結しようとする場合は、下請契約における注文者・下請契約における受注者との合理化が図られるよう、「建設産業における生産システム合理化指針」の趣旨により、下請契約における受注者の適正な選定、合理的な下請契約の締結、請負代金支払等の適正な履行、下請における雇用管理等への指導を行い、本指針の遵守に努めること。
 - (2) 中小建設業者に対する取引条件の適正化及び資金繰りの安定化等に資するため、下請契約における注文者は、下請契約における受注者に対しては、発注者から受取った前払い金の均てん、請負代金における現金比率の改善、手形期間の短縮等請負代金支払の適正化について配慮すること。
- 2 建設資材納入業者との契約について
 - (1) この契約に係る建設資材納入業者との契約に当たっては、当該業者の利益を不当に害しないよう公正な取引を確保するよう努めること。
 - (2) 工事に要する資材の調達に当たり、市内産資材の購入及び市内取扱業者からの購入に努めること。
- 3 工事の安全確保について
 - ・ この契約に係る工事中の事故防止（交通及び工事現場）について、特に留意すること。
なお供用中の道路に係る工事の施工に当たっては、交通安全対策について、道路管理者、監督員及び所轄警察署と十分連絡調整すること。
また、本県道路パトロール員から指摘された場合には、直ちに監督員に連絡し、適切な安全対策を講ずること。
- 4 ダンプトラック等の適正な使用について
 - ・ 当該工事にかかる土砂等の運搬が運送契約によって行われるときは、正規の運送免許を受けた者の車両に限って使用すること。
- 5 ダンプトラック等による過積載の防止について
 - (1) 工事用資機材等の積載超過のないようにすること。
 - (2) 過積載を行っている資材納入業者から資材を購入しないこと。
 - (3) ダンプカーのさし枠装着車等による違法運行は行わないこと。
- 6 船舶の適正な使用について
 - ・ 当該工事にかかる土砂等の海上運搬が、運送契約又は船舶貸渡契約によって行われるときは、内航海運業の登録を受けた者若しくは届出を行った者の船舶に限って使用すること。

現場説明書(指導事項)

(No. 2/2)

7 建設業退職金共済組合等への加入等

- (1) 建設業者は、建設業退職金共済組合（以下「組合」という。）等に参加するとともに、その建設業退職金共済組合制度等の対象となる労働者について証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付すること。
- (2) 建設業者が下請契約を締結する際は、当該契約の受注者に対して、この制度の趣旨を説明し、掛金相当額を請負代金中に算入することにより、当該受注者の組合加入並びに証紙の購入及び貼付けを促進すること。
- (3) 受注者は、建設業退職金共済組合から工事現場に建設業退職金制度適用事業主の工事現場である旨を明示する標識の掲示について要請があった場合には、特別の事情がある場合を除き、これに協力すること。

8 建設業法等の遵守について

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）に違反する一括下請負、その他不適切な形態の下請契約を締結しないこと。
- (2) 建設業法第26条の規定により受注者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の主任技術者又は専任の監理技術者については、適切な資格、技術力等を有する者（他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事している者で、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものに限る）を配置すること。
- (3) 受注者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の監理技術者は、監理技術者資格者証の交付を受けている者であって、監理技術者講習を過去5年以内に受講した者を配置すること。この場合において、発注者から請求があったときは、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を提示すること。
- (4) 上記（1）及（2）及び（3）のほか、建設業法等に抵触する行為は行わないこと。

9 建設業からの暴力団の排除の徹底について

- ・ 工事の施工に際して、暴力団等からのあらゆる不正な要求に対し断固としてこれを拒否し、また被害に対しては、すみやかに警察に通報するとともに捜査上必要な協力を行うこと。

また、監督職員とも連絡を密にとり工程等被害が生じた場合は、協議を行うこと。

10 労働基準法の遵守

- ・ この契約に係る工事の施工にあたっては、労働基準法の趣旨に則り、労働時間について遵守するよう努めなければならない。
また、工期設定においては、雨天、祝祭日、官公庁閉庁日、工期が夏期にかかる場合は夏期休暇、工期が年末・年始にかかる場合は、年末年始休暇を考慮している。

1.1 不正軽油の排除について

- ・ 本工事に伴い、ディーゼルエンジン仕様の自動車及び建設機械等を使用する場合は、規格（JIS）に合った軽油を使用するものとする。
また、調査のため建設機械等から燃料を採取する場合には、監督員の指示によりこれに協力すること。

1.2 労災補償に必要な保険の付保

- ・ 本工事において、受注者は労災補償に必要な任意の保険契約を締結すること。なお、この労災補償に必要な保険契約の保険料を予定価格に反映している。